

BULLETIN
DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

(FONDEE EN MARS 1888.)

No 82. MARS 1895.

(LE BULLETIN PARAÎT TOUS LES MOIS.)

大日本監獄協會雜誌

第八拾貳號

明治廿一年五月刊

明治廿八年

教誨叢書第三十八輯目錄 (二月分)

◎ 友誼	在米	留岡	幸助
◎ 開夜の光	棟戸	水崎	基一
◎ 善のたりに善をなせ	同	原	胤昭
◎ 宗	東京	原田	助
◎ 成功と天意	在米	薇峯	樵夫
◎ 冬宵漫筆	品物	名譽信仰は人生の綱	
◎ 勝因難	傳	記	
◎ 教育家へスタロソイ傳	雲	外	
◎ 緒言	幼時	幼時教育	
◎ 四言教	序	字義	主意工夫
◎ 紀元節	西曆	紀元	世紀
◎ 金巾雷	天福堂	主人	
◎ 誠に道を求める人	九	逸士	
◎ 吉田松陰新年の俗解	南海	望岳	
◎ 出獄者との對話	岡山	渡邊	
◎ 明治近思錄	澁川	生	
◎ 愛國	天福堂	主人	
◎ 實語	方		
◎ 北海邊	樋戸	月形村	

◎ 謹告

各府縣諸監獄の茶代、及、日々の献立表は、區々にして一定ならず故に實務家中には其の材料を參考取捨して之が改良を計らんと希望する向き多し本會は其の好材料を蒐集して本誌に特載し之を參考に供せんとす

當局者諸君冀はくは務めて之の報告の勞を執られんことを

佐野 尚白

發行兼編輯者 佐野 尚白
印刷所 池田宗平
東京並木活版所

發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
大日本監獄協會事務所
東京市淺草區墨船町廿八番地
實捌所 東京並木活版所書店
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
其外各書店 池田宗平 院

明治廿八年二月廿八日發行

本月一四發行

第三月刊

大日本監獄協會雜誌第八十二號目次

○送小河君之歐洲錄.....小野田元海述.....一
 ○萬國監獄會議の歴史.....別天生.....二
 ○小河君其れ近頃矣.....生.....七
 ○近來の二問題.....生.....七
 ○大日本監獄協會第六回常會にて.....八七
 ○大日本監獄協會第六回常會にて.....八七
 ○會場石澤縣香若抄抄○小河次郎君.....生.....七
 ○會場石澤縣香若抄抄○小河次郎君.....生.....七
 ○北海道の新監獄治監○新設の分監長○後流刑囚の押送○行状表の
 修正○囚徒結興工線の要途○監獄警の辱給○囚人懲治人に買印の
 差入を許さる○看守本職中の過失に就きて身分秘藏選題○教師師
 の事○監守の感懐○書記監守長の運圖○典獄協會の決議に就きて
 ○典獄の交代○監獄課長の後任○醫師教師の協議會○萬國幼
 兒院協會議の加護○過去の囚人忠勇の名譽を全くす○小河君の出
 費○小河君木阿氏の爲め祖鑑を致る.....三〇
 ○監獄七十九號の重罪に答へたる天橋立人一言す○第八十號鈴木
 幸太郎君の實疑に答ふ○第八十一號獄中蛙君の實疑に答ふ○第八
 十一號天橋立人君の提出の實疑に答ふ外二件○實疑四件.....三〇
 ○刑罰制度の進歩.....藤香生.....三五
 ○監獄.....藤香生.....三五
 ○外一件.....藤香生.....三八
 ○信件.....藤香生.....三八
 ○信件.....藤香生.....三八
 ○三池島給監獄氣燈を架設す○石輪切岩城新發明○静岡縣監獄署
 員小河君の行を送る○囚人監房寒暖表○囚人交代献立表.....四七
 ○海外通信.....藤香生.....四八
 ○附報.....(數十件).....藤香生.....四八
 ○監獄沿革史.....(承前).....藤香生.....四八

會告

本年六月佛國にて開設の高麗監獄會議へ、本會より我國監獄事業の進歩を示さんが爲め、刑獄沿革史を編纂し、之に細密なる圖書を加へ、別に現行監獄則、同施行細則、及、同概則に至るまで、悉、佛譯して、該會へ寄送するの舉を賛成し、左記の通、本會へ寄贈せられたり、謹で茲に其の厚意を謝し、併せて此の段廣告候事

- 一金拾圓 三重縣監獄署員一同
- 一金拾三圓 宮城縣監獄署員一同
- 一金拾圓 山梨縣監獄署員一同
- 一金拾圓 埼玉縣監獄署員一同

大日本監獄協會

大日本監獄協會雜誌第八拾貳號

明治二十八年三月

論 說

左の一編は、本月八日、芝公園紅葉館にて、小河氏の爲めは、送別の宴を開きたる際、警保局長小野田元熙氏の述べられたるものなり、予輩並に謹みて、之を掲げて、同氏の行を壯にす

編者 講す

●送小河君之歐洲辭

小野田元熙氏述

今回、小河君萬國監獄會議委員と爲り、歐洲に派遣を命せられ、將に遠く任に赴かんとす、予一言以て其の行を壯にせざる可からず

予、曾、獄政調査の爲め、歐洲を巡遊せしとき、適、穂積陳重氏と、伯林に逅邂逅して曰はく、監獄の事たる、專、其の科學を脩むる者を養成して、實務に膺たらしめざる可からずと、穂積氏大に予の言を喜び、歸朝の後、特に小河君を擧げて、大學に入らしむ、君、亦、日夜、專、獄政の事を研鑽す、業成るに及びて、内務省警保局員となり、更に神奈川縣典獄に轉じ、頗、斯道に通じ、令名世に著はる、君今日の命ある、

豈、亦、偶然ならむや

抑、監獄の事業たる、僅々數年を期して、其の効果を望む可からず、若、夫、眞に斯事業の改善を討らんと欲せば、能く學理と實驗と、相混化融合して、斯道の進歩を計らざる可からず、如何に學理のみ發達すとも、實務と吻合するて能はずんば、未、監獄の効果を待たりとは謂ふべからず

要するに、風土人情、及、教育の深淺に應じ、學理に戻らず、實務に反せず、漸次善美の域に進めざる可からず、君の着眼此の點に存し、其の正鵠を誤らさん乎、不日萬國監獄會議に列し、又、歐洲諸監獄を巡視したるの後、其の得る所、必や我邦を裨益する妙なからざるべし、斯の如きは、獨、君の任を盡くしたるのみならず、我政府の、君を派遣したる趣旨も、亦、茲に外ならざるべし、君其れ逝け矣、波濤万里、風土相異なれり、幸に自愛せよ

●萬國監獄會議の歴史

別 天 生

本年六月佛京にて開かるべき、第五回萬國監獄會議には、特に我邦より、小河岳洋君をして、列席せしむることに決定し、同君の發端、既に本月二十三日に在りたりと雖も、今日此の際に於て、萬國監獄會議の由來を述ぶるも、亦、甚しき迂闊にも非ざるべし、況、斯道者に在りては、多くその會議の歴史を知らざる者あると

や

萬國監獄會議の性質たる、其の研究の主眼、那邊に在りとするも、其の國は社會上の發達に就きて、比較的、各國の特質を顯示し、併て、同時に博覽會なるもの附隨するを以て、工業、及、經濟の關係に就きて、比較的、各國をして、競争進歩せしむることを、得るに至るを以て、その効益あること、また、喋々言を俟たざるべし、然れども、其の之をして、範圍を擴大にし、世界各國の代表者を一堂に集め、互に討究せしむることを得しめば、効益を與ふること、亦、一層の程度に進ましむるを得べし、宜なる哉、軌近に在りては、其の會員、殆、二百名に垂したりと云ふ、亦、以て如何に各國をして、その利益を認識せしめたるかを知るに足らむ

第一 フランクフォルトの會議 (千八百四十五年)

監獄改善の爲めに、開かれたる萬國監獄會議の第一は、千八百四十五年、フランクフォルト、オン、ゼーメーンにて、開會したるものにして、其の主動者は、日耳義の監獄視察員たるダクベチオー、並に英國の視察員、ルツセルの二人なりとす、其の以前に、監獄問題の討究を重ねると、茲に、殆、五十年、殊に監獄制度の如何に就きては、熱心に論争したることありたり、初、千八百三十五年に在りて、スウヰスの社會黨は貧民を救助せんが爲めに、監獄問題に論及し、大に監獄改善の火焰をして、熾盛ならしめたり、我輩は、此の點に於て、頗、社會黨を多くせざるを得ず、全年に於て、夫の有名なるペレンヂェール氏は、佛國大學にて、監獄制度に就きて、演説を爲し、斯道者に向ひて、警語を放ち、其の後千八百四十二年、及、四十三年の兩年に在りて、相踵きて、伊太利は、監獄會議を開き、始はフローレンス、次はルーカにて爲しぬ、兩者共に、專、觀察の點を衛生上より爲したるを以て、其の論争も、單に醫務より超越する能はざりしを憾みとす、又、之と同時に、

佛國にては、大學の道德、及、政治學科の三人男ども稱せられたる、トツクエグイレー、チャールス、ルーカ
ード、チャートニュー、其の他ベンゼエルの諸氏は、大に斯問題に就きて、研究論難し、全國政府をして、
非常なる注意を與へしめたり、其の結果幾分の進歩を顯はしたるおどなしとせず、苦痛を與ふる鍵鎖は弱がれ、
肉体上の苦痛は妨げられ、囚人は良好なる處遇、而かも比較的、人道に合したる處遇を受くるに至れり、固
より、我輩は、茲に比較的と謂ひ、一般とはいはず、何となれば、尙、峻嚴なる蠻野の遺習脱却する能はずし
て、犯罪の風潮は、愈、益、増加するを免れざればなり

斯の如き状態なりしを以て、前に掲げたる、ダクベチオー、ルツセルの二氏は奮起し、専、監獄改善の爲めに、
身を委ねんとし、互に相語りて曰はく、何故に、監獄改善の進歩は、斯の如くそれ遅緩なりしか、殊に監獄の
効果を奏せんには、如何なる制度を採るべきか、此の點すら、未、爭論の種子となりて、容易に決定し得べく
ものあらず、如かず、監獄の大會議を起して、大に發奮興起せしむる所あらんには、若、事成就せば、其の
効益を得ること、區々一二に止どまらざるべし云々と、是、實に千八百四十五年に在りて、第一萬國監獄會議
を開きたるの情况なり、此の目的、愈、達し、三日間議了の後、遂に之に向かひて、結論を與へて曰はく、分
房制は、短期囚にのみ之を適用すべし、犯罪の増加は、刑期の短縮に基ず、刑法は各囚ども、成るべく一様
らしめんが爲めに、改正せざる可からず、監獄吏員は、専、斯學に就きて、相當の教育を受けたる者ならざる
可からず、出獄人保護會社は、適當の組織を以て、之を設立したらんには、罪囚改善の爲めに、最、有効なる
ものなりとす云々

決議中刑法の規定をして、成るべく一様ならしめんとする事項は、善は善なりと雖も、到底空論たるを免れざ
るべし、何となれば、今日に在りても、尙、此の決議の成果を見る能はざればなり、監獄の目的たる犯罪者
を改善せしむること、其の一部なるを以て、輿國の下に立つ所の良民は、何人を問はず、苟、正義に反り、
不徳の行を爲したるときは、同一の苦痛を受け、同一の刑期に科せらるゝを、本義とするの趣旨に基つて、
遂に此の決議を爲したりとせば、何ぞ一步を進めて、自己に因縁深き監獄の制度遇囚法をして、尙、成るべ
く一様ならしめざるの決議を採らざりしか、當時の會議筆記の、世に現存するなきを以て、我輩は、其の趣
旨のある所を知るに苦しむ、殊に、今日よりして之を見れば、刑法をして、各國一様ならしむること、果し
て能く刑法の目的に吻合するものなるか、其の邊に於ては、随分議論のあるべき事ならむ

ブルツセルの會議 (千八百四十六年)

次年(千八百四十六年)に於て、第二の會議をブルツセル府^{日耳}に開きたり、會する者、二百有餘名、盛會と謂
ふべし、其の會議の結果、決議して曰はく、幼年犯者に對し、懲治監を設置するとは、極めて必要にして、之
に向ひては、個人的拘禁の方法を採り、殖民事業に従事せしむるか、若くは、保護會社の手を経て、良民の農工
業者の徒弟として、其の業を習熟せしむるを要す、監獄内の役業に従事せしむるときは、全然授業師に一任す
べし、宗教、及、慈善の趣旨の依りて、組織せらるゝ諸會社は、亦、監獄改善に對し、少なからざる裨益を與
ふべしと云ふに在り

フランクフォルトの會議 (千八百五十七年)

千八百五十六年にて、又もブルツセル府に、第三萬國會議を開きたり、然れども、次年フランクフォルトにて
相會せんおどを約するのみにして、別段一の議決をだに見ることなかりき、翌五十七年に、約の如く、同府に
開會せられぬ、各國より、委員を派遣したるを以て、尨大なる盛會にして、其の議事は、印刷して、二卷とな
し、世に刊行せらる、内に各委員の名論卓説を蒐集し、或は源を實驗談に汲み、或は辯を學理の上に闘はしめ、

観る者をして、尙、卷中の人とならしむるの想あり、今、之に就きて、其の議決したるものを観るに、曰はく、長期刑囚にも、尙、分房制を適用すべし、分房制の爲りに、犯罪の減少したることを、三分一に及べり、懲治場に入監したる幼年犯者にも、尙、分房制を適用すべし、兇惡犯者若しくは分房制を適用するも、尙、効果を奏する能はざる者の爲りに、農業殖民監を組織するを良とす、体罰及、外役の廢止、保護會社の運動に妨碍を與ふることを、なからしめん爲り、監視規則を改正すること、監獄吏員の教育法、習慣犯者、並に放免後頼るべき人なく、職業なき者の爲りに、監獄生活と、自由生活との間に、中間監獄を設置すること、監獄公報の發刊は、彼我各國の獄制を比觀し、斯事業に對して、最、緊切なる事等に在りき、斯の如きは、實に此の會の輿論たりしなり

是、乃、万国監獄會議の最終なりとす、遂に、同會議は、一頓挫したり、其の得る所の者、斯の如く、夫、事業に活達なる人士の集合せるにも拘はず、他に比して、極めて尠なき所以のものは、蓋、何ぞや、夕暉落日の嘆は、遂に此等の人と、此等の事業とに墜ち來たるべきか、當時法律學者として、有名なる獨逸國シツテマイエル氏は、謂ひて曰はく、予は熱心に、斯事業に對して、眞理の在る所を研究せんと欲すれども、如何せん、議決は儀式的に速に了せられ、吾人をして、尙、五里霧中に彷徨せしむるに至る、斯の如く、夫、異説を排除すること能はずんば、吾人の目的を奏するものに非ずと、此の語は、少なくとも、當時議事の傾向を看破したる言にして、心ある者は、何れも、皆、之を響聲し、斯の如き會議の徒勞を訴へざるはなかりき

(未完)

●小河君其れ逝け矣

聞説く、小河君は、會議に列席したる末、獨逸、伊太利、日耳義、露西亞、英米各國の監獄を巡覽せんと、意氣壯なる哉、多年斯事業に、身を委ねたる君にして、歐米各國を巡遊せば、其の得る所、果して幾何ぞ、春秋、尙、富む、君にして此の雄志ある、その造詣、實に想見するに堪へたり、小河君其れ逝け矣、往きて其の弊實を穿ち、其の良善を看破せよ、斯社會に寵兒として、持囃さるる君は、將來永く寵兒として、命名を博取せよ、君、今日の行は、決して君の一身に於て、輕しと爲さず、希はくは、自愛加緊せよ、至囑

●近來の一問題

風 越 生

監獄社會に於ける近來の一問題とは、何ぞ、一は所謂斯道者間に在りて、條件附懲罰を唱へらるるもの是なり、他は懲罰を受けたる四人に、期限を附して、書籍購求、及、看讀を許可せざることを、是なり、既に、條件附懲罰を解して、典獄懲罰の申渡を爲さずして、將來の行狀を精察するに止とまるもの、(警保局長通牒)と爲さば、所謂懲罰權は、典獄、獨、之を有する者なるを以て、之を科するに否とは、固より典獄の腦裡に存す、或犯者に對して、嚴乎たる懲罰を科せざるも、尙、能く將來の改悟を促すに足るべきものと認められたるときは、之を科せざるも、尙、可なり、理論の上に、一の間然する所なしと雖も、而かも運用の妙機、一心に存するを思は、熱考三省の後、懲罰權(行政權)を施用せざる可からず

懲罰囚に對して、懲罰後も、尙、書籍購求、及、看讀を允許せざるの内規を設くることは、予輩全然不同意を唱へざる可からず、獄則違反者は、監獄則に規定せられたる懲罰を受くることありと雖も、尙、其の以外に、懲

罰を受くることなかるべし、書籍の購求、及、看讀の禁止を懲罰の一條件となすこと、(歐洲諸國の懲罰法の如く)固より有効なりと雖も、今日に在りては、監獄則に明記せざるを以て、之を施行すること能はざるなり、好し書籍の購求に在りては、監獄則第二十五條に依り、正當の費用と見做すこと能はず、その看讀に在りては、監獄則第三十二條の所謂、修身、宗教、教育、營業に必要なものと認めざるの點を以て、之を允許せざる、こと可なりと雖も、懲罰を受けたる點を以て、允許せざることは失當なるべし、殊に、個人的關係に依り、之を禁止する、亦、不可なしと雖も、内規を設くるの一點は、愈、以て千篇一律を期するの趣旨明かにして、甚妥當を缺くに似たり、典獄にして、若、書籍の購求、及、看讀を禁するの條件を必要とせば、個人的に應じて處罰因に施すも不可なかるべし、何を苦みてが、内規を設くるを必要とせん、予輩は、宮城縣にて、明かに此の内規設定の議題を提出せられたるを悲しむ、又、何故に、警保局は、此の決議を黙過せられたるかを怪しむ、希はくは、將來社會の一問題とならずんば、また、僥倖なりと謂ふべし、

●大日本監獄協會第六回常集會

本會は例に依り、去る三月十七日、第三日曜日を以て、東京上野公園内韻松亭に開けり、時、尙、餘寒料峭、春雨霏々として衣袂を浸し、街路泥濘、車輪を没するにも拘らず、出席せられたるは、實に執務に誠熟なるの致せる所なり、而して、小河滋次郎君、訣別の演説は、實に斯道の爲り、有益にして、又、氏の抱負の大なる、他日得る所、期すべきものありき。

(姓名不順)

- | | | | |
|-------|---------|--------|--------|
| 芦立安之君 | 三毛猪馬助君 | 福澤勇太郎君 | 飯嶋美敬君 |
| 甲斐成秀君 | 大木原左衛門君 | 岡部伊三郎君 | 小林益三郎君 |

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 高瀬眞郷君 | 佐野尙君 | 神谷仙松君 | 木名瀬禮助君 |
| 坪井直彦君 | 柿木原政澄君 | 高山幸男君 | 小川一郎君 |
| 十河政之君 | 水山烈君 | 秋山平八郎君 | 武井廣美君 |
| 石澤謹吾君 | 鈴木與藏君 | 印南於菟吉君 | 田村英吉君 |
| 千石學君 | 中川新一郎君 | 上町定次郎君 | 野崎鐵太郎君 |
| 上原多喜郎君 | 小原重哉君 | 上條盛政君 | |

○監獄協會第六回常集會議事速記

明治二十八年三月十七日(日曜日)東京市上野公園韻松亭にて開會

築 轍速記

午後二時開會

○佐野君 一寸申上げて致しますが、小河滋次郎君が、二時少し過ぎましたらば、此處へ御臨席になつて、諸君に、何か離別の辭を述べられるといふことでございます、夫でござい、萬國會議に出席するに付いて、参考になることがあるならば、聞かして貰ひたい、尙、又、御注文があるならば、何か御考へになつて、御注文下さるやうにさいふ御言葉でございまして、小河君、御話下さるやう願ひます、一寸是丈を申上げて置きます、

次に議事筆記を掲載するを順序とするも、小河君訣別の演説は、此の際、大に讀者諸君の參考となるべきものあるを以て、茲に掲載し、

監獄協會第六回常集會にて小河滋次郎君の演説

甚、失禮でございますが、是より申上げます、御承知でもござりませうが、此の度、私は計らず、第五回萬國監獄會議に列席の爲りに、佛蘭西に出張を命ぜられ

て、不日出發をする積もりでござります、幸に出發前に當たりまして、此の協會の通常會を開かれまして、諸君に御目に掛かることは、誠に喜びに堪へませぬ、實に好機會でござりますに依つて、此の際、暫、諸君の御高説を承はり、私の意見も、充分述べて参りたいと思ひますが、如何せん、誠に出發前でござりまして、當時多忙でござります爲めに、今日も據らなき他に約束もござりまして、其方に参らねばなりませんから、甚、遺憾に堪へぬ次第でござりまして、尙、遅刻を致して参りました様で、甚、相済みませぬ、次第でござりますが、誠に多忙の爲め、百事其の意を得ぬのでござりますから、偏に諸君の御有恕を願ひます御承知の通り、私の經歷は、是まで誠に空論に走る方でござりまして、所謂疊の上の水練であつては、實務に従事したのは、僅に一年半に満たない間でござりまして、固より、實務の上に付きましては、門外漢たるを免れざる次第でござりまして、獄事の上に於きましては、所謂空論丈で、取留まりがござりませぬ、で今日まで、多年此の事業に従事いたして居りましたが誠に慙愧に堪へぬ次第でござります、然るに、斯かる淺學寡聞の身を以て、此度、大任を辱う致しましたの

て、如何せば、此の不完全なる點を完全ならしめ、如何せば、幼稚なる監獄を進歩せしむることが出来るかといふことを、充分に研究する積もりでござります、で私の考では、監獄夫自身の事業といふものは、今日の所では、我邦と雖も、決して歐米各國に劣つて居る所は、あるまい、否、劣つて居りまして、決して大に彼に教を請ふといふ程のとはあるまいと思ふ、建築等の事柄に付いては、風土人情も違ひまして、歐米各國で以て、善良と認むる所の建築法が、日本に適當するとか、又、歐米各國の建築法と雖も、甚、議論があるので、又、今日の日所では、各國に適用すべき建築法といふものが、萬國會議の結果として、今日は、殆、一致して居る、又、監獄自身の事業として、作業のと、或は衛生のと、教誨教育といふやうな、監獄直接の事業に付きまして、今日では、我邦に於て施行して居る有様と改良しつゝ、ある所の情況と、歐米各國にて施行して居る所の有様と、決して相徑庭するとはあるまいと、私は信じて居る、或事柄に付いては、寧ろ、我邦の監獄事業の方が、進歩して居る、改良して居るであらうと信じて居る所が、澤山あるので、殊に、規律懲戒といふやうな點戒に至りましては、我邦の方が、段々研

は、衷心に願ひまして、殆、慙愧に堪へぬ次第、如何したらば、此の大任を全うすることが出来るかといふことを、偏に懸念するばかりでござります、併ながら、此の光榮を受け、此の大任を托せられる、に付きましては、茲に列せらる、諸君を始め、獄事を熱心せらる、諸君のお蔭に依るのでござりますから、將來に於て、此の大任を全うするに付いては、諸君の御保護に依つて、此の任務を全うし得るであらうと、聊、茲に安する所があるのでござります、固より、自分の力では、出来ませぬ、單に、諸君の御保護に依りまして、成功を全うすることが、出来るであらうと、私は信じて居るのでござります、さうぞ、諸君は、私が淺學寡聞の身を以て、今日此の大任に當つたといふことに付いては、將來共、一層の御保護を願ひたいことでござります

究しつゝ、ある所に因りて、歐米各國よりも、寧ろ、眞面目に、即、治獄の要點である所の、眞面目であるといふ點は、我邦の方が、歐米殊に亞米利加杯よりも、一層進歩して居ると、考へる、夫で、衛生、教誨教育といふやうな事業に付いては、今日實行の有様に付きましては、未、不完全な點が、多ります、斯くしなければならぬ、斯うすれば、改良が出来るといふ、其の標準に付きましては、既に定論があつて、我邦の治獄者社會に於きまして、動かすべからざる方針といふものが、既に定まつて居る、唯、之を施行する上に於て、ミス、地方であれば、地方税の爲めに、其の他國庫の費用の關係といふやうな點からして、まだ之を實行することが出来ないであつて、斯くすれば、實効を奏する、斯くすれば、改良するといふ方針といふものは、動かすべからざる定論があるので、故に、是等の點に付いては、格別研究をする必要はあるまいと思ひます、然らば、如何なる點が、今日に、必要と感じて居るかといふと、私の考では、出獄人の保護のことでござります、又、入獄以前の悪事の豫防、即、殊に幼年者の保護といふやうなことに付いては、其の方法といふものが、立つて居らぬ、即、之を未然に防ぎ、又、

之を既發に豫防するといふとの準備といふものが、我邦にては、充分定まつて居らないのである、私は此の點は、最、頭腦を碎いて、研究をして見たいといふ考である、殊に御承知の通、萬國監獄會議のオーソリチー、即、重要な問題になりて居るものは、出獄者の保護のと、幼年者の教育法のとが、最、重要な問題になるであらうと思ふ、即、萬國監獄會議の、進んで第五回に至る今日では、監獄、夫、自身に付いては、研究し盡くして居つて、少なくとも、實施の届かないものは、幼年囚の保護のと、又、出獄者の保護のとは、まだ、充分に研究して居りませぬから、私は、此の事に付いて、充分に研究をして見たいと思ふ、

もう一つ、殊に我邦に必要を感じつゝあると信ずるのは、監獄と社會との關係といふものでござります、監獄といふのは、獨立つて進歩するものではない、常に社會と相待つて、改良の目的を達することが、出来るのである、然るに、我邦の監獄事業といふものは、監獄と社會との關係が、誠に遠いものであつて、其の間に、大きな溝が掘つてありまして、決して相近寄るこゝどが出来ぬと思ふ、最、近寄らなければならぬ、警察と監獄との關係、又は、裁判と監獄との關係は、さう

ましては、殆、倍として、願ふないといふ有様であるのでござります、でア、いふものゝ目的を達しやうといふには、さうしても、社會と監獄との關係といふものを、充分に密接にしなければならぬと考へる、今日の有様では、我邦では、監獄といふものは、監獄自身の當局者が、改良に熱心して居るばかりでござりまして、監獄以外の者は、殆、皆、冷淡にして、之に關係して居らぬといふやうな有様、最、關係しなければならぬ所の、警察なり、或は裁判所の當局者にして、既に、其の通りでござります、まして、其の以外の社會總ての人といふ者は、此の事業に對して、殆、痛痒相感せぬといふやうな有様になつて居る、例へば、監獄に、完全なる統計を作らうと思ひましても、今日の有様では、監獄に死亡といふものが、非常に多いといふこと申しますが、其の統計が、甚、不完全に出来て居るからである、といふのは、監獄に、さういふ種類の人間が這入つて居るかといふと、重に、下等社會の者で、身体虚弱の者であつて、監獄外にあつても、短命のやつであるとか、或は、病氣を惹起し易い所の、身体虚弱になつて居る人種である、斯ういふ種類の者が、監獄に来て、死ぬのを、是は監獄の爲めに死ぬのであ

である、立法と、監獄事業との關係はさうである、一般の衛生と、監獄事業との關係はさうである、一般の教育、宗教と、監獄事業との關係はさうである、是等の點に付いては、誠に情けない有様になつて居る、段々お集まりになつて居る、實務家諸君は、御經驗の通り、今日身分帳簿といふものを成効する上に付いて、社會が監獄事業に付いて、冷淡であるといふことを、豫想し得らるゝのである、あの身分帳簿といふものは、誠に社會と親密の關係を持たなければ、其の効用を爲さないものである、是等は、社會と囚人の關係が、さうであつたかといふことを知るが爲めに、作るのである、然るに、今日囚人の申立つたことに付いて、警察に通信なり、照會を致しまして、果して完全なる、我々が目的として居る所の回答を得るかといふと、誠に不完全至極である、警察では、之に向かつて、或は知つぬと答へ、或は不完全なる、詰り好い加減の答へをして、濟ますといふ様な有様でござります、故に、戸籍の状況なども、判然と分からぬ、又、衛生の状況も判然と分からぬ、入獄前の行狀の有様といふ様なものも、さうで分らないのである、警察が、既に之を知らぬのである、まして、警察以外の普通の行政官などに於き

る、又、統計もさういふことを現はすのである、併、能く其の關係を探究して見るといふと、さういふ人種は、監獄に這入らぬでも死ぬのである、醫學の進歩して居る今日では、犯罪といふものは、一つの病氣である、精神病である、天然の有様を失なつて居る所の、一つの現象であるといふことを、言つて居りますが、既に犯罪をする人間が、病人である、其の病人が監で死ぬといふのは、申さば、自然の結果であつて、監獄に死亡の多いのは、監獄の扱ひが悪い、監獄の衛生が不充分であるといふことは、言はれぬのである、然るに、其の統計表は、さうかといふと、監獄の死亡といふものは、非常に大きなものであるといふことを言現はして居る、又、一つには、監獄に居つてです、監獄に居つて、病氣を起す所の者は、監獄を出て死亡する、或は一月経つて死ぬやつもあり、一年経つて死ぬ者もある、其の原因は、監獄に這入つたからといふ者もありませうが、其の者の統計は、統計表の上に載つて居らない、なせ夫を載せることが出来ないかといふと、監獄と社會との關係といふものが、一向付いて居らない、又、衛生上の關係も付いて居らない爲めに、完全なる統計を現はすことが出来ない、故に、此の監

獄の統計といふものに付きましては、今日の萬國監獄會議にては、第三回以來、最、重きを置きまして、さうしても、此の監獄の統計といふものは、完全の物を作らねばならぬといふことになつて居りまして、既に、第三回の萬國監獄會議の決議として、完全なる統計表を作つて、第四回の萬國監獄會議までは、各國から提出するといふ、決議があつた位でござりまして、今日では、統計といふものは、萬國會議の重要な問題になつて居るのであります、此の際に當つて、我邦の監獄の統計も、遺憾ながら、甚、不充分であると、私は信ずる、で御承知の方もござりませう、我邦に於きまして、以前監獄局があつた時分、茲に居らるゝ佐野君などが勤務して居られた時分は、餘程統計といふことに重きを置いたので、統計課といふものがありまして、時の餘多の役人が數人掛つて、此の監獄の統計といふものを作つて居つた、其の後、監獄統計といふものは、殆、抛擲いたしました、其の結果として、完全なる統計を今日見ることが出来ない有様である、併、今の局長、即、小野田君は、此の監獄統計といふことに、餘程熱心であるが爲めに、随分此の頃は、精密なる統計を、又、監獄の統計を、研究したならば、完全なる方法を得らるゝであらうといふのが、第一の眼目で、今日を去る五十年、即、千八百四十六年、かの萬國監獄會議に、始めて第一回にフランクホルム、シウマンといふ所で開いたのである、其の以來、監獄會議といふものを、毎年開くといふ話があつて、四十六年の次の、即、四十七年には、ブルセルといふ所で開きましたが、其の後打絶えまして、十年程経つて、前のフランクホルムシウマンといふ所にまた開きましたが、此の三回の會議といふものがあつたのでござります、其の結果といふものが、甚、面白くなかつた爲めに、暫、中絶して居つたのが、其の後に至りまして、亞米利加のワインズといふ人が發意になりました、此の人が歐洲各國の有志を歴訪いたしました、萬國監獄會議といふものを再興したいといふことを、遊説して歩行いたのでござります、其の結果として、千八百七十一年に、倫敦で、第一回の會議を開きました、第一回の會議を、今から二十六七年前に、開くことが出来た、之が中興後の會議の始まりでござります、即、前の三四といふものは、今日では、其の數に加へて居らぬのでござります、之が何故に、一時中絶したの

に對して、照會して、集めつゝ居らるゝ、今日でござりますから、完全なる表が、出来るでござりませうが、まだ、實は監獄統計の根本になる、標準になる所のものは、充分に決まつて居らないのである、私の希望といふものは、此の度の萬國會議に臨んで、是等に付いて、充分研究して、出来る限りは、各國に共通する統計といふものを作つて見たい、日本の統計を續けば、英吉利なり、獨逸なり、佛蘭西なり、相對照することが出来るといふやうな統計表を作らねばならぬと思ふ、即、是等のことが、萬國會議の賜物であらうと思ふ、

固、萬國會議の起こりました原因は、犯罪といふものは、同一の原因から出来るものである、各國を通じて、文明の國でも、野蠻の國でも、古今を通じて、犯罪の原因は同一である、貧乏になつて、食ふに困る爲めに、犯罪をする、又、性質が狂惡にして、無教育にして、直に人を殺すといふ様なことをする、其の原因といふものは、總、社會を通じて、一つである、既に、原因が同一であれば、之を統御し、之を豫防する方法手段といふものも、各國を通じて同一であり得べきものである、其の方法手段が、各國を通じて、同一であり得るものであるといふと、實は、前申した通り、此の犯罪といふものは、國を通じて、總、同一の原因より生ずるものである故に、同一の方法を以て、統御し得らるゝものであるといふ斷定を下したる、其の結果として、餘り理窟に流れたので、何でも同一の目的を以て、犯罪といふものは、消滅することが出来る、又、同一の方法を以て、豫防し得らるゝといふやうな極點の考を持ちましたが爲めに、即、監獄といふものは、各國の風土人情に依つて、固有の性質を持つて居るといふことを忘れまして、總、同一の手段を以て、英吉利に行ふ所の方法は、同様に日本にも行ふことが出来る、日本に行ふものは、獨逸にも行ふことが出来るといふやうな考からして、其の結果、甚、面白くなくして、中絶するに至つたのであります、其の中興の第一回以來といふものは、萬國相通して、一國一國で、相折衷し、或る事柄に付いては、一國一國で、其の風土人情を考へねばならぬ、又、或る事務に付いては、萬國に共通して、廣く智識を交換して、之を研究せねばならぬといふ兩方の側で、會を開いて參つたのである、所が、今日まで、第四回に至りますまでの會議の結果を見ますと、前の反動で、今日では、寧、萬國的といふことが、

自國的といふことに、少し流れ過ぎたのでござります、といふものは、各國、各、自分の信する所を述べ、決して動かさないといふので、一の會議で議決することに付きましても、之を遵奉する點に至つて、甚、制裁が乏しい、假令、萬國會議では斯ういふ決議になつたけれども、自分の信する所では、夫はいかぬといふことが、通るやうになつたので、前の中興前の會議では、監獄會議で議決した事柄は、此の萬國會議に加名した者は、必、遵奉しなければならぬといふ義務を負はしめたので、即、其の決議が、非常に効力を持つて居つたのが、中興後には、さういふ様になりまして、決議をしたことは、多數決議で、之を探ると探らぬとは、各國委員の意に任かせるといふ、即、各國、各、風土人情が違ひ、一概に之を實行することが出来ぬ爲めに、取捨は各國に任かした爲めに、今日では、天狗の争ひであつて、自分の國の自慢話をして、夫れで分れるといふ様な有様に至つたのでござります、此の事に付いては、有識の人は、憂へて論じて居るのでござります、餘程、是等のことに付きまして、私も渡航する以上は、注意をしなければなりません、生地此の場

を話合ふのでござりますから、之を聞いて悪いといふことは無い、又、聞かして、大變愉快に感ずるのである、私も、是等の點に付いては、如才なく、本邦の監獄の爲めに、一盡くす積りでござりますが、先、其の研究して參ることは、出獄人保護のこと、及、幼年囚のこと、其の外社會と監獄との關係は、どうなつて居るか、又、我邦今日の有様を、どうすれば改良するかが出来るかといふことは、充分に、研究をする積りでござります

今日は、別段諸君の御參考になることを申し上げることもなく、且、諸君の話を、充分承ることも出来ず、甚、遺憾でござりますが、幸、諸君にね目に掛かりました故に、御挨拶旁、一言述べ置くのでござります、(拍手喝采)

○(會長)石澤謹吾君の挨拶

唯今、小河君から、此の度、萬國會議に、御出張になりますに付きまして、御意見を述べになりまして、當常集會に於きましては、大に利益を得ましたこととござりますから、當協會を代表致しまして、鳥渡、御挨拶を申述べますのであります、詰り、是れより、佛國の萬國會議にね臨みになつて、唯今のお目的は、

議を聞いた丈けでは、役に立たないのでござりまして、今日の有様といふものは、既に各國か天狗話を仕合ふといふ有様になつて居るのでござりますから、私も、此の日本の監獄を、代表して、向へ参ります以上といふものは、流行を追ひて、決して、悪い意味でなく、良い意味の流行を追ひて、其の傾向を察しまして、私は充分に、日本の監獄の爲めに、寧、人に聞くといふ方の側よりも、多くの事柄に付いては、日本の監獄の自慢話をして、即、日本の監獄の改良進歩して居るといふことを、各國委員に知らしめてやり、各國に日本の監獄の情況を、普く知らせるといふ方針を執つて、充分務むる積りでござります、併、是は、沿革上、甚、面白くない話であつて、各國の委員が、將來注意をしなければならぬこと、思ふ、併、今日の有様は、さういふ有様でござりまして、幾分か其の點に付いて、斟酌しなければならぬと思ひます

至極御賛成申すことで、充分好いれ目的と、勿論感佩いたす譯でござりまするし、其の上にも、實地にお臨みになつて、御攻究になつたる所は、此の監獄の爲めに、利益に相成る個條は、何なりとも、充分にね集りになつて、御歸朝の上は、此の監獄社會の爲めに、巨大の利益をね與へになるやうに、偏に希望いたしましたことであります、且、又、ね歸りの節は、其の通り、充分に土産を、頂戴いたす希望で居りまするし、あちらに御臨會中、其の外御巡回になりまする中も、其の景況等を、協會に向かつて、御通報下さるやうに、當協會より、御依頼申上げるのでござります、甚、御繁忙の中を、御迷惑ではござりませうけれども、幸に、此の監獄協會に、大利益を與ふる所の御旅行でありますから、御迷惑ながら、其の負擔をも、一つね背負はせ申したいと考へます、私より、此の協會を代表しまして、此の義を、御依頼申して置きます、一寸唯今の御演説の御挨拶、旁、簡短にね禮を申上げます、(拍手喝采)

○小河滋次郎君

鳥渡、私は申残しましたが、今、石澤君より、お話のござりました通り、及ばずながら、充分研究を致しま

する積もりで、其の結果は、必、協會に御報知を致しまして、幸に、御参考になる事柄がござりましたならば、雜誌に依つて、御紹介を願ふ積もりでござります、尙、公私取交せまして、監獄の事務上に關する事柄、又、監獄以外のことで、御笑草にもなり、御参考にもなる事柄もござりませうから、個様なことは、成るべく、私は、及ぶ限り、綴りまして、協會に寄せます積もりでござりますから、諸君に御紹介の勞を希望いたします、(拍手喝采)

雜 録

○北海道の新築集治監

(十勝分監の開廳)

北海道集治監は、樺太に本監ありて、空知、釧路、網走、の三箇所に分監ありしか、今、又、十勝國河西郡下帶廣村に、分監を新設せられ、來る四月一日より、開廳せらるゝ筈なり、該分監の地は、十勝の國の中央に在り、四面廣漠、地味肥饒にして、頗、農産に適し、又、十勝川の沿岸なるを以て、運搬の便を得、將來十

勝國の首都たらん土地なりと云ふ

○新設の分監長

(其の人を得よ)

十勝分監開廳に就きては、其の分監長となるべき人を得んには、切に當局者に希望すべきものあり、抑、北海道の分監は、名こそ分監と云ふなれ、其の實は、毫も集治監と異なる所なし、寧、却りて或場合、即、囚員の割合、事務の繁劇等に至りては、本監に優れるものあるべし、故に、之を統括する分監長の責任、并に權限の重大なるや、言を俟たず、况、新設の際に於けるには、諸般機關、未、整秩せざるもの多く、若しも創設の始めに於て、一步の失誤たもあるときは、其の結果、終に、分監の惡慣例となり、後世に至るも、容易に之を改善すること能はざるに至らん、此の際に於ける分監長は、又、一層の眼職を要す、果して克く之を整理し、將來に於ける基礎の確立を爲し、治獄の繁實を期し得べきものは、監獄の實務に經驗あるもの、外、決して之あるなし、若しも、彼の御門違ひの郡長、警部、屬官等の類を擧ぐるか如きことあらんか、さなきだに、人の容態多き北海道の集治監なれば、將來治獄の上に於ける影響果して如何、斯道の爲り、大に考慮を煩は

●徒流刑囚の押送

(放免囚の押送と之れか補充と)

北海道集治監の徒流刑囚は、凡、七千人を定度とし、之を樺戸、空知、釧路、網走、十勝、の五監に、相當の定員を設け、役業せしめ置き、年々放免となるべき囚徒は、前以て内地集治監に押送し、其の補充として、又、年々内地拘留留置より、發遣することとなりたるを以て、本年も、三月中に二百二十余名の放免者は、宮城集治監に送置せられ、其の補充等の爲め、四五月中には、東京、及、宮城兩集治監より、二百五十名づゝ、北海道へ押送せらるゝよし、然る上は、現在地方より、取締を停止したる兩集治監も、従前の如く、押送を受取るに止どまるべければ、地方監獄に在りては、亦、暫の堪忍なりと云ふべし

●行狀表の改正を望む

(蓋、實務家は此の感あらん)

身分帳簿中の行狀表は、行狀録の沿革とも云ふべきものなれば、單に之のみにては、日々視察したる幾十件の行狀を、摘録すること能はざるが故に、看守長に在りては、必や、綿密なる行狀録の設あるを要す、而して、各勘査期の終りに於て、行狀録より、行狀表へ、一期間に於ける大要の事項を登記するものなるべし、然れども、行狀表は、調査事項夥多にして、之を記入すべき欄、狹隘なるが故に、顯著なる事項も、記入すること能はざる憾みあれば、従ひて、行狀の正確を知るも、得て、期し難し、信賞必罰、苟、忽諾に付すべからざる場合に當たりては、行狀表の改正を望む向もありと云ふ

●囚徒給與工錢の費途

(大に制限すべし)

囚徒の給與工錢は、其の者の自活の資に充てしむべきものなれば、濫に消費せしめざるの注意を要す、若、必要の費途に充てんと請ふときは、綿密に取調べ、果して必要の費途なるか否かを、判別するは、實に良司獄官の胸中に存す、而して、其の必要の費途と云ふは、主として、其のもの、改悛を贖ふべきものならざるべからず、彼の親屬へ贈與するもの、如きは、至親間の

情、濃かなるの結果なるべしと雖も、往々、否、否、多くは、之に反するものあるが如し、其の送與を受ける親屬に在りても、恰も出稼人より、扶助金を受くるが如き感と以て、盡くれば、又、請求する有様にして、當局者も、亦、之を許して省みざるに到る、此の如きは、給與の性質に背き、金玉の良法も、瓦礫となりはてんのみ、噫

●監獄醫の俸給

(判任官としての特別待遇)

集治監の監獄醫は、判任官なれば、其の初任の際には、二十五圓以上には採用せられざるの内規なりしか、醫務は、普通の行政官と異なり、一種の技術家なれば、該範圍を擴張し、高等中學醫學部等の卒業生、又は試験を経て、開業免許を有するもの限りては、初任の際に在りても、四十圓以内採用し得ることとなりたりとか聞きぬ

●囚人懲治人に實印の差入を許さる

(止むを得ざる必要がある場合)

囚人には、治産の禁を受けざるものあり、此等のもの、民事上の關係に依りて、實印の必要あるときは、之が差入を許して、妨げなきよし、併、此の場合には、止宛の函を設くるときは、其の装置廣大にして、場所を要すること多く、且、却りて見出しには、時間を徒費するの恐れあり、又、運搬の場合にも、極めて不便あり、其の最重簡便なるは、いろはの文字に従ひ、一棚を設け、其のい、な、か、た、等の如き多數に渉るもの限り、伊藤、井上、中村、永井、の如く、姓に區分し、其の他は、同冠字の一棚へ、混同し置くにありと云へり

●教誨師の事務

(計表筆記の爲め本務を怠る勿かれ)

教誨の周到なるを期するには、教誨師の増員を要するは、當然なり、目今に於ける小數の教誨師をして、専心一意、感化に力を致さしむるには、成るべく俗務を執らしめざるにありと雖も、吏員不足の然らしむる所なるか、目下の有様を見るに、直接教誨に關係なき事務までも、取扱はせ、殆、事務員と懸隔なきの酷評を下すの止むを得ざるに至れり、而して、此の通弊、今や方に全國の監獄に及ばんとす、若、今の如く、事情の纏綿を果斷せずして、教誨の振興を圖らざれば、監獄は往時に、於ける懲戒監刑との主義に歸せんのみ、監獄改良を口にする熱心諸君に望む所は、教誨師は、直

ひを得ざるに限りしなれば、成るべくは、財産管理人の如きものを定めしむるの注意あるを要す

●看守奉職中の過失に就きて

(他の官吏に轉したるときに處分方)

看守にして、他の官吏、假令は看守長に任用されし後、其の看守奉職中に爲したる過誤、(看守懲罰例に依りて罰せらるべき)發覺したるときは、其の過誤ありし時の身分に依り、即、看守懲罰例を以て、責罰せらるゝか、又は現在の身分に依り、即、官吏懲戒例に依りて、處分せらるゝかの疑問は、往々耳にせし所なりしか、右は現任の官職に依りて、處分せらるゝよしにて、若、罰俸に相當するときは、現今支給せらるゝ俸給額に従ひて、科せらるゝなりと、其の筋の人は語られぬ

●身分帳藏置函

(いろは別けにせよ)

身分帳調製以來、是が藏置の方法に困難せらるゝ處あるかたて、或は一帳毎に、棚へ藏め、或は普通の書籍へ收藏し、或はいろは順により、挟み板を以て、仕切る等、實に區々一様ならざる有様なりしが、或人の實見せし所なりと云ふを聞くに、一身分帳に就き、一棚接教誨に關する事務に限りて、取扱はしめ、統計、記帳等の事務は、雇吏をして、所理せしむるの注意あらんことを、望みて止まざるなり

●監守の威嚴

(品行を正しくし言語を慎むべし)

服制華麗ならざるが故に、威嚴揚らず、帽章光なきが故に、輕侮を招くとは、看守長、看守制服改正論者の主張する所に於て、余輩も、亦、御尤もなりと思へり、併、いかに華美なる制服を著し、彩光眼を眩すべき徽章を付するも、其の行、其の言語、……は實に美服に泥を塗り、徽章も光りを失ふものたるは、皆、人の知る所なり、然れば、往々飲食店頭に制帽懸り、笑話囂々、四遊を歴するの奇觀を見るの有様なれば、服制の改正も、眞に至難なるべきかと、或人は嘆せり、余輩固より、全然信を置かずと雖も、若も斯の如き不行狀の徒ありとせば、其の人や、監獄社會の茶毒なり、服制改正の強敵なり、監獄の改良を期するの今日、當局者に於ては、十分の取締ありたきものなり

●書記看守長の巡回

(濫に批評するは不可なり)

府縣の書記看守長が、近縣の監獄巡回として、出張さ

る、は、獄務の統一を期する上に於て、最、有益の舉なるべし、かゝる機會を利用して、互に監獄智識の交換を爲し、善美なる取扱は、甲より乙、乙より丙へ、順序に相傳へて、全國に及ぼすの利益あるべし、故に、書記、看守長巡回の際に當りては、彼我隔意することなく、總の事務を打明かし、胸襟を開放して、共に研究するを要するや論を俟たずと雖も、若しも、其の巡回する人にして、他の不整理を摘發して、得たりとなし、又、視らるゝものにして、表面一片の答辨、又は案内を爲して、厄介拂を爲したりとの感想を有する如きあらば、貴重なる日子と旅費とを消費して、折角出張したる効果、夫、執れにかある、否、當に効果なきのみならず、却りて、甚しき弊害の生ずるを以て、彼我どもに、懇切と友誼とを以て、接するを必要とす、而して、又、巡回するものに在りては、他の善美を收容して、之に習ふが爲めにしあれば、己の心を平にし、規程の運用、處理の便否等は、最めて講究し、疑ひあるものは、之を質し、又、決して他に向かひて、批評をなすが如きことあるべからず、余輩の往々散見する田舎新聞杯には、巡回者の談話とか、意見とか、ギョウ々しくも、何縣監獄は、本縣より劣れり、何監獄

は、何々の不整理あり杯、記載しありて、悉皆、他監獄の、己に及ばざるを誇るが如し、斯の如き有様にては、再、眞正の講究、若しくは、取調をなし得べからざるのみならず、不徳義も、亦、極まれりと云ふべし、書記看守長を出張せしめらるゝ際に當たりては、所属長官、又は典獄は、右等の訓諭ありて可なり

●典獄會議の決議に就きて
(其の筋の注意ありし)

昨年十月、宮城縣にて開かれたる、東北地方典獄協議會にて、議決したる事項中、左の件々は、其の筋より、注意の爲め、通牒を發せられたるかに聞き及べり

(一)審視廳提出議題、第三に「懲罰ヲ申渡シタル在監人ニ對シ相當期限間其執行ヲ猶豫シ改悛ノ行爲著シキモノハ之レヲ免スルコトヲ得」とありて、遂に原按の通、決定せるも、正式に申渡したる者に對し、未、執行せずして、免罰するは、監獄則第四十八條に抵触するの嫌あり、旁以て、本文の如く爲さんとするには、一定の期間内、其の行狀を試験し、若、改悛の狀顯著ならざるときは、其の節、懲罰を申渡すことあるべき旨を、假に言渡し置くの取扱にせられては如何

(二)福島縣提出議題、第六、確定執行日の朝は、五合を給する事に議決せるも、單に確定執行と云ふときは、無定因役も、包含する如く思はれ、成規に反せず、若、又、定役囚に限るとせば、寧、作業相當の食糧を給する方可ならん

●典獄の交迭

右第一項第三項の議決、及、注意に對しては、余輩も、亦、異見なきにあらざれば、不日論述する所あるべし、而して、第四項就役囚に貸與する眼鏡に就きては、既に宮城縣より、伺出でられ、其の指令は、決議同様にして、即、作業器械として、購求し置き、作業上必要の場合に限り、貸與すとの旨趣なりしと云ふ

(三)長野縣提出議題、第二、莞菴は敷物として、壹枚宛貸與すべきものと議決せるも、敷物と爲すときは、監房へ附屬せしむべきものにして、既に監房附屬の敷物を用ふる以上は、殊更臥具として、莞菴の貸與を要せざるなり、故に、若、貸與するとせば、臥具と見做さざる可からず、兎に角、敷物として、一枚宛貸與するは、妥當ならざるへし

(一)は以て賀し、一は以て惜む

學識に長け、實務に達せられし小河神奈川縣典獄は、名譽ある大任を帯ひて、歐洲へ派遣せらるゝを以て、其の後を襲かれしは、嚴直を以て命名ある、若山廣島縣典獄にして、又、其の後を襲かれしは、多年監獄監督官廳に在りて、綿密勤勉を以て聞こえたる、眞木監獄課長、一躍して榮任せられたり、余輩は、實に此の三氏の榮轉を祝す、尤も眞木氏に在りては、之を祝すると同時に、又、愛惜の情に堪へざるものあり、然れども、又、退きて考ふれば、實務家中、此の人なきを得ず、監獄の光輝、實際に於て、益、發揚すべし

(四)北海道集治監提出議題、囚人就役用の眼鏡を、官費にて購求し、貸與することを議決せるも、右、費用を要する義にして、且、其の貸渡の場合、及、區域の判明を要すへきに付、別に其の旨伺出でらるゝ、方可ならん

●監獄課長の後任
(初めて法學士を得たり)

内務省警保局の監獄課長眞木喬氏、榮轉に就き、其の

(五)第一號表囚人作業別食糧表の備考第一に、管内監獄間の押送囚には、六合を給すのであるも、六合は、作業に服する者の食糧なるに依り、押送中、就役せざる者に適用するは、穩ならざるべし

後任は、是を同局警務課勤務たりし笠井信一氏、之を命せられたりと云ふ、氏は静岡縣人にして、曾、大學を卒業し、法學士の稱を有せり、今や老實なりし眞木氏の後を承けて、獄則の改善、遇囚の等一、事務の整否、監督の適否等は、氏の雙肩に懸かれり、學術の應用は、實に此の際に存す、余輩は、是より、益、獄務の發達して、行刑の熱實を擧げ得べきことを信するものなり、其の成績如何は、以て他日をトせん

●醫師教誨師の協議會

(頻繁に失する勿かれ)

醫師、教誨師の協議會は、固より有益欠くへからざるものたりと雖も、毎年開くか如きは、却りて繁に失するなからんか、本年は、京都は例の奠都祭に引付け、醫師教誨師の會を開かるとか、而して、又、福島埼玉等にも、集會の催しありと云へり、地の遠近はあれども、多くは京都へ出向かるゝよしなれば、何處か一箇所に集められたるものなり

●萬國幼兒保護會議の加盟

(慈善事業の幼稚を憐む)

會、本誌に掲げたる如く、本年六月、佛國巴里に開かゝるゝ萬國幼兒保護會議の後、引續きて、伊國プロレンヌにて軍務に従事するや、行狀方正にして、勤務に勉勵せしより、所屬中隊より、褒狀を賜はり、爲めに、益、感激し、偏に先の耻辱を雪がんとを誓へり、征清の役起こるや、同年十月、本隊に従ひて、出征の途に登り、二月十六日字品を發するに臨み、在京の水山監獄長へ書を送せり、其の文に曰はく、其の後御無音、本日、愈、出發致候に就きては、私の志操、左の一句にて、御承知被下度、勿々不盡

報國殉忠献身命

とありし由、然るに、近頃聞く所に因れば、本年一月十日、清國盛京省蓋平城戰爭の際、同城南方にて名譽の戦死を遂げたりと云ふ、其の奮闘勇戦の狀は、未、知るを得ざれども、曩に監獄長に寄せたる書翰に據れば、豫、戦死を期し居りたるもの、如し、氏は、性來嚴正剛直にして、普通の教育を受け、良軍人たりしに、一朝誤りて罪囚の身となり、衷心深く耻づる所あり、特赦の恩典に浴するや、益、感奮一死、國に報いたるものならん、眞に前罪を償ひて、餘りありと謂ふ可し、其の履歴、及、奮戦の狀況の如きは、更に記載する所あらん

●小河君の出發

(見送りに祝送せられ佛船に乗込む)

府に開設する幼兒保護に關する萬國會議は、慈善事業として、最、研究を要することなるを以て、廣く慈善教育に關係ある人々の加盟せられんことを勵めたりしか、今日まで、之に加入を申込まされしは、左の諸氏なり、我國に在りては、未、孤兒教育保護等に意を用ふるもの少なくて、従ひて、孤兒院教育院等の設備十分ならざるは、遺憾の事ともなり

- 京都平安德義會孤兒院長 田中 泰輔君
- 東京感化院長 高瀬 眞御君
- 千葉縣感化院副院長 坪井善四郎君
- 福岡縣典獄 木戸 麟君

●過去の囚人忠勇の名譽を全くす

(瀧打曹長の奮死)

瀧打氏、名は潔、廣島縣備後國三谿郡田幸村の平民にして、曩に志願して、陸軍教導團に入隊し、就學卒業の後、第一師團歩兵第三聯隊第十一中隊附陸軍歩兵曹長の職を奉せしが、一朝事を誤りて、禁錮の處刑を受け、東京衛戍監獄に入りて服役中、深く前非を悔ひ、獄則を遵守し、作業に勉勵し、賞表三個を賜はり、爾來、愈、改悛の情顯著にして、他囚の模範とされるを以て、明治二十七年三月、特赦せられ、其の歸隊し

初め小河君の出發期日は、來月初旬と思ひ、其の準備を怠り、既に地方府縣へも、其の意にて、監獄建築圖製造品寫眞等參考となるべきものを、照會せられしも、本月二十三日出發の事と確定したるを以て、行李匆忙、百事意の如くならざりこと多かりき、左れど、斯道者諸氏の熱誠なる、繁雜の同氏を補け、不十分ながらも、多くの手振なくして、同氏を出發せしめぬ、氏は二十二日午前十一時半、小野田警保局長、江木縣治局長、高田衛生局長、大谷庶務局長、其の他内務警視廳の高等官、及、監獄署員に送られ、帝都を去り、其の他内務省監獄課員、及、知友は、尚、横濱迄も送り、相共に、同夜は津久井屋に一泊し、翌廿三日、佛國郵船カレドニヤ號にて、多くの祝送者に、小河君萬歳の聲を放たれ、憂心仲々、惜別の情に堪へざるが如く、眉宇、自、聲りたるも、いざ出帆どの場合には、甲板上に立ち、帽を振り、怡々乎として、波濤万丈の中に入りぬ、馬耳塞着の豫定は、五月二日頃なりと云ふ、航海中の事、又は歐米滯在中の出來事はすへて、本會雜誌へ寄送すべき約あれば、不日讀者諸君の眼前に現はるゝべし

●小河、眞木兩氏の爲め祖庭を張る

(會する者五十餘名盛會と謂ふべし)

小河君は、第五回萬國監獄會議委員として、参列の爲め、二十三日解纜の佛船にて、遠く巴京に赴くを送らんとて、眞木君は、大藪の下の典獄として、任に赴くを送らんとて、本月初五を以て、神田金清樓にて、祖蔭を張る。集まる者五十餘名、近來になき盛會と謂ふべし、唯、惜む内務省高等官の諸氏は、別に八日紅葉館にて、送別の宴を開くを以て、此の日列席せざりしことを、今、其の姓名を掲ぐれば、左の如し

小野田警保局長○石澤典獄○有松内務書記官○甲斐柄木縣典獄○岡野山口縣典獄○高山崎王縣典獄○牧野警務課長○中島圖書課長○笠井監獄課長○關谷北海道課長○藤井會計課長○縣治局員小林重威○全久保之直○全横田鐵太郎○衛生局員加藤尙志○庶務局員石渡傳藏○全高橋豊太郎○警保局員浦太郎○全野村勝三○全坪井直彦○全木名瀬禮助○全佐野之信○全岡村贊男○全新居友三郎○全鈴木千次○全荒木平吉○全印南於菟吉○警視廳監獄本署筒井明倫○全秋山平八郎○全安田藤重○全加藤勝二郎○全鈴木重則○全安井津守○全石川島支署手島免喜二○全鈴木儀門○全樋口盛孝○全大野龜三郎○全市ヶ谷支署東郷助五郎○東京集治監廣川則修○全中川新二郎○全直

に付して、斯の事業の爲めに、盡瘁せん云々
と、中島圖書課長も、亦、傀儡なる体貌を揺起し、喝破して曰はく、

諸君、予は一個の中島幹事たる資格を以て、小河眞木兩君を送らんと欲す、今や春色駘蕩、花笑ひ鳥歌ひ、和煦たる熏風は、習々として、吹送るの際、遠く故土を離れて、佛京に赴き、若しくは、大藪の下に之く兩氏を送る、多少の情思、纏綿せざるなきを得ひや、小河君の此の行ある、素より偶然に非ずして、素養ある君の心底より看來れば、仔細なきことなれども、今日、君の佛國行は監獄の外、尙、一大責任あるを忘る可からず、所謂一大責任とは、戰勝國たる人民を代表して、監獄會議の委員として列することはなり、清國腐懲の任に當たりたる戰勝國は、外人をして、安堵して、我邦法權の下に屈從し、監獄の制御を受くるを得しむる程に、進歩したる國なることを、知らしめよ、併て、氏の炯々たる眼光を將ちて、他國の粹美を看取せよ、君歸朝の際は、予輩喜んで、新占領地なる膨脹的日本として、君の技倆を奮ふべき餘地を進ぜん、眞木君も、亦、多年斯道に従事し、精修其の聞え高きものなれば、榮轉し

立安之○全河村稻穂○全小林益三郎○全羽島和造○全安田有秋○全早味悅衛○柄木縣監獄署梅村寛逸○宮城縣集治監前田千賀良○霧生里次郎○新聞社員西野寛司○佐野尙

杯盤定まるや笠井監獄課長は、徐に起ちて、挨拶して曰はく、

監獄社會の双美は、連りて席上に在り、席上美觀を添ふる幾何ぞ、此の双美は、恰、風雨前の櫻梅の如き乎、落花繽紛たるの悲觀は、僅に數日を出てざるなり、豈、惜別の情なしとせんや、予輩は、小河君、眞木君の榮譽を祝する一層深きが故に、惜別の情、亦、數層ならざるを得ず、小河君の學博く才多きは、予の辯を俟たざる所、眞木君も、亦、多年斯事業に従事し、老練なる經驗を有し、小河君と相伯仲の間に在ることは、諸同人の許す所ならずや、而して、今、小河君は、戰勝國たる名譽を、双肩に擔ひて、遠く佛京に之き、其の粹を鑽り、長を採り、併せて我國監獄の實狀を示し、尙、一層我國の地歩を高めしり、歸朝の後は、眞木君其の歐洲諸國の粹美を實行せば、監獄の進歩異常なること、到底予輩の想見し能はざる所なり、希はくは、予輩また諸氏の驥尾

て、實務に當たらんこと、予輩皆に祝賀の意を表すと雖も、亦、内に顧みて、日々親炙すべき一良友を失ひたるを悲ますんばあらず、風土殊なる地に、赴く兩氏、希はくは切に自愛を加へ、邦家の爲め、身を効さんことを云々

と述べ終はるや、局長閣下も、亦、拍手喝采の中に起ちて曰はく、

小河眞木兩君の留送別會を催すに當たり、一言別送の辭を述べんとす、眞木君に對しては、唯、其の榮轉を祝するの外なし、小河君の、抑、今日あるに至りたる所以は、遠く數年前に在りて、先年私が川路大警視に従ひ、歐洲諸國を巡回したるとき、獨國柏林に遊ひて、時の法科大學長穂積陳重君に邂逅し、公使館樓上にて、同氏に向ひて、將來監獄に關する事項は、科學的に、之を研究するの必要時機來たるべければ、今より俊筆として、斯學に従事せしむべき者を、養成せざる可からずと説きたるに、氏は喜ひて之を諾し、歸朝後、直に大學探科生たる小河滋二郎氏を擧げて、當時警保局長たりし清浦奎吾氏に薦めたり、氏も、亦、痛く、小河君を信用し、局員として、專、斡旋盡瘁せしめぬ、其の間、小河君は、蓋

書に、巡回に、斯道者をして、專、啓發せしめん、とを務めたり、その今日、委員となりて、歐洲に赴く所以のもの、決して偶然に非ざるを知るべきなり、一言以て、同氏の行を祝す、云々

と、言語爽快透徹、抑揚あり、秩序あり、句々都て、實歴談ならざるはなく、杯盤の間に在る吾人も、尙襟を正しうし、膝の前に進むを覺えざりき、小河君、眞木君を顧みれば、囁然として頭を俯し、また、自己の身上に集まる視線を避けんとするもの、如し、小河君の今日ある所以のもの、我輩謹みて局長閣下の言を聴く、知らず、小河君如何の言を以て、謝意を表せんとするか、之に就きて、自己の胸裏に湧き來たる千萬無量的情緒、僅かにうの一片をも、吾人に示し賜へどは、是、所謂局長閣下の言、拍手喝采の間に埋もれたる一刹那、吾人の心に浮べる希望なり、希望は終に希望として、尙、續かしめざるを得ざるか、斯道の先輩、老練家として譽高き石澤典獄は、満面感喜の色を湛へ、終に席に黙して坐するに忍びざるが如く、勃如として起ちて曰はく、

此の留送別會に當たりては、局長閣下、並に笠井君、中島君の御演述に依りて、十分うの意の在る所を發

と、着實温敦、春風の吹來たりて、吾人の耳を搔むるに似たらんが如く、颯爽氣、自、舒ぶるを覺ゆ、小河君、眞木君の謝辞一回に層一層に、尙、益、責任を重ねざる可からざるを思ふ、此の際にして、言はずんば、將、何れの時に、何れの語を以て酬ゆべきか、速に、答辭を述ぶるは、責任を遁るゝの秘訣とこそ知らるれ、折しも、丈高く、眼に眼鏡を掛け、髭鬚々たる快男子、席を進み出でて、一禮して曰はく、

諸君、眞木君、並に私の爲めに、斯く迄、盛大なる饗宴を催して、私共の行を御送り下さるゝのは、實に、感謝の意を表すべき辞を知らざるなり、不肖誤りて、委員の命を承け、彼地に赴く、唯、戰々競々として、任を全うし得ざるを恐るゝのみ、幸に局長閣下、並に諸氏の補翼に依りて、多くの失体を來たさずんば、望外の至と謂ふべし、予は、唯、今日に在りて、別を諸氏に告げんとする辞は、斃れて後已むの決心ある一事を以てするより外あらざるなり、殊に、不肖予の監獄に身を委ね、今日あるに至りたる所以のもの、全く局長閣下の扶翼に依らずんばあ

らず、曾、予の大學に在る時、穂積法學博士諒けて曰はく、監獄學の事、我邦に在りて、未、専攻した

表し、盡くしたれば、今更私の暇々することを要せざるなり、さばわれ、私が長らく監獄に身を委ねて居る以上は、實際斯道に當たりたる者の感情を、一應此の席にて述ぶるも、亦、諸氏の行を送る一端と思ひます、此度佛國にて、開かれます萬國監獄會議には、我邦よりも、特に委員を擧げて、參列せしめられんことは、當初よりの希望なり、此の希望、或は達し得られたらんには、何人か其の撰に當たるべきか、心私に斯道者の小河君に望を抱き、何とかして、此の人の撰に當たらんとをば、當時の私共の感情なりき、恐らくは、此の考を有する所のものは、獨、此の席に列する甲斐柄木縣典獄、岡野山口縣典獄、高山埼玉縣典獄のみならず、全國斯道者も、亦、同感ならんと察せらる、此の中原の鹿、終に小河君の手に歸したるを知りたるときは、私の感喜は、實に物の譬へを知らんばかりなりき、然れども、監獄課長としての眞木君を失ふは、甚、惜むべきことならずや、愛情は愛惜なりと雖も、氏の榮轉たるを、笠井法學士の後任とを顧みれば、亦、吾人の心を強するに足るべし、茲に、聊、全國實務者の代表として、送別の辭を述ぶ云々

る者あるを聞かず、君、專、斯學を研究し、大に他日行刑の進歩基礎を確然定立せしむるの任に當たりては如何と、當時予心中、甚、慚然たりしも、承諾の旨を述べて去り、專、意を茲に注ぐに至りたりき、然れども、之を研究するに従ひ、益、其の妙味を感じ、愈、予の至難なるを覺えぬ、其の當時に在りて、監獄論てふ一編を草し、局長閣下に呈出したることあり、今より顧みれば、此の一編こう、閣下の知遇を辱ふしたる、端緒ならぬ、茲に謹みて、當時の状況を述べ、謝意を表す

終りに臨みて、尙、一言すべきは、眞木君の咽喉加答兒にて、發言致し兼ねるに依り、代はりて、私より謝辭を申し述べ與れよとのことなり、諸氏希はくは、諒せられよ云々

と、言々、皆、肺肝より出だせる者、極めて摯實に、極めて有禮に述べ去りて、亦、一の餘蘊なし、此の送別の盛宴ありて、此の謝辭ある、恰當の好一對にして、蓋、諸氏満足の意は、其の怡々乎たる顔容に依りて推し得らるべし、此の談も、亦、拍手を以て送られ、獻酬自在に、各自胸襟を寛げて、或は談じ、或は歌ひ、容手する者、乱舞する者、一見、恰、無禮講の如きと

難も、和氣雍容の裡、其の間、自、秩然紊れざるの網紀ありて、緝睦の美風あり、桃櫻將に綻びんとして、玉枝空しく南籬に懸りたらん如き風情ある、燦斝の舞姫は、踊舞妙技を演じ、鵬老けたりと雖も、一種の氣韻品致を有する老妓は、巧に三弦を弾して、兩氏の行を壯にす、醉燈闌なるの頃、各自歡を暮くして歸りたるは、午後九時頃なりき、

●奏任 どなしたるより、虛威を弄するのみにして、事務舉がらずとは、往々耳にする所の嘆聲なり、此の罪、抑、何を以て、可得贖乎

●荷 奏任官なり、判任官の指揮を受くるときは、威嚴に關すど、吁々かゝるが故に、事務も舉がり、威も伸ぶるなるべし

●毎年 三月は、地方官吏の巡回する月なりと、何が故に、然るを知らずと雖も、目今の有様、實に之を証す

●各縣 就ひて出張し、互に蕩拔けの勢にては、十分の調査もなり難し、年度切迫にならざれば、出張し難きは、窮屈亦極矣

●別府 留置人は、衣食費を購ふこと難し、工錢の貯蓄人の爲めに、辯護士たらんと欲す、君は、該人をして、官吏職務を行ふを妨害せしめざるは、官吏侮辱を以て罰すとは、何ぞや、前後矛盾するの感あり、何ぞならば、初めに官吏職務を行ふを妨害せしめしと雖も、犯罪組成の要素を説くに至りて、官吏侮辱に變せしは如何、蓋、官吏職務を行ふを、妨害せし罪に、必要條件なる暴行恐嚇の形跡なきを以ての事ならん、而して、官吏侮辱の必要條件として、三箇の條件を掲げ、第一に職務を執行せる被告人に向ひて、言語を以て、暗に被告事件に、牽連せる証據湮滅を掩護せしめんと謀りしこと明なりと、妄想も、亦甚たしきこと云ふへし、果して、被告事件に牽連せる証據湮滅を掩護せしめんとを謀りしと明かなれば、何故に、罪証湮滅を以て、換證せんや、然るに、罪証湮滅を以てせざるは、要するに、証據湮滅を以て、換證せしめんと明かならざればなり、第二は、言語を以て、誹謗し、官吏の隠微を肯せず、職務を妨害したるものなりと、探りて以て官吏侮辱の要素たる言語に措せば、奇怪千萬、斯る解釋法は、日本は勿論、外國と雖どもあるとなし、抑、官吏侮辱の言語とは、其の言語、官吏を直接侮辱せしものにあらずれば、換證せず、又、官吏の説論に肯せざる否とるに、關係なく、一言以て侮辱せし足れり、本件の場合は、如何ん、官吏を侮辱するの所爲ありと雖も、形容若くは、言語を以て、侮辱したるにはあらず、官吏に向ひて、言をなしたる形跡更になし、第三は、現に官吏の目前に於て、罵したるものなりと、成程官吏の目前にて罵したるには相違なしと雖も、其の目前に爲したることは、形容若くは、言語を以て、侮辱を爲したるにあらずれば、假令目前に於てすと雖も、官吏侮辱を構成することなし、然るに、君は之を官吏侮辱を以て、論せられたるは、實に牽強附會の論と云はざるべからず、若、君の論の如くんば、官吏の説論を肯せざるものは、其の言語の如何を問はず、

書を關るには、殘飯にて養ふに如かずとは、憐愛に似て實は酷なり

質疑應答

●第七十九號の質疑に答へたる天橋立人に一言す

在大阪 南海 鈍夫

天橋立君は、玉橋を寄せて、本誌第八十一號に、大日本監獄協會雜誌第七十九號にある實語二篇に答ふと云ふ、君が意見を詳論掲載せられたり、鈍夫復禮再三、業より之が當否を識別するの能力なきも、先學者より、聊、聞知する所あるに因りて、一言卑見を陳へんと欲す、被告人を、裁判所へ護送途中、被告人傍に獨歩徐歩し、暗に其の事柄を被告人に通達すと察知したるを、看守が、其の姓名を問ひ避けんことを諷すも、之を肯せざるときは、如何取扱ふべきとは、本誌第七十九號にある實語なり、而して、君は之が答辨を爲して曰はく、止むなく、斷然の處置をせざるべからず、斷然の處置とは、他なし、該人の如きは、官吏職務を行ふを妨害するものならん、因りて、刑法第四百一十一條の官吏侮辱罪なりとせし、其の構成要素を、三箇に分ちて、詳論せられたり、之、鈍夫が君の答辨に服する能はざる所以なり

君は、該人をして、官吏職務妨害、延いて刑法第四百一十一條の犯人なりと斷定せしは、所謂比附控引、牽連附會の弊を免れず、鈍夫復禮一言、官吏侮辱を以て罰せざるを得ず、少しく極端には走らんが如きは知らざるも、囚人、若、官吏の説論に服せざるとありとせん、悉く官吏侮辱は免れざる可し、實に比附控引の誹謗は免るべからず、比附控引は、舊法に在りては罰せしめ、現行刑法にては、之を改めたるは、同第二條に法律に、正條なきものは、何等の處罰と雖も、之を罰するを得ずとあり、是、比附控引を罰せざるの確証ならん乎、故に、鈍夫は斯る場合は、法律に正條なしとす、然れば、通行を妨害するは、僅々違背罪に止まるのみ、依りて、予は、寧、本誌第八十號にある鈴木幸太郎君の答辨を賛成す、讀者幸に明教を垂れよ

●第八十號鈴木幸太郎君の質疑に答ふ

香川縣 老若 氣士

質疑の大要は、看守拜命の當時、看守採用規定に基き、宣誓をなして、爾後其の家族たる者、不品行、及、破廉耻罪を犯し、所刑せられたるときは、即、其の家族たる体面を汚損して、誓文に背反せり、然れども、其の看守たる者は、已に宣誓すと雖も、家族は誓はざるを以て、犯罪をなすなり、此の場合の所分如何と云ふにあり、抑、司獄官吏は、假令宣誓をなすとも、自己は勿論、品行を端正に保ち、且、家族をも品行方正ならしめざるべからざるは、智者を待ちて知らざるなり、貴問に、家族は、誓はざるを以て、犯罪をなすなりと云へり、少しく、其の意を得ず、已に誓々宣誓をなしながら、異日誓文に背反するもの、在來の實例に依りて、往々聞見せり、何ぞ、宣誓の有無に拘らんや、みれ其の人の遵守注意、且、家族取締の周不周にあらん、故を以て愚考するに、家族は、別に宣誓する必要を見ず、家族の失休は、其の人の責任に關するは、當然ならん、恰、國家が、法律規則を頒布して、擧、犯行者を増殖するは、社會の監督、及、不良に起因せんか、社會が改々勉勵して

其の職責を盡くさば、之に伴隨して、犯行者少らん果して然らば、看守拜命の當時、自己は勿論、其の家族の品行を方正に保ち、司獄官吏たるの体面を欲損せず、誓ひたる以上は、其の人は、平常其の家族に對して、周圖なく、真正なる品行を保ち、決して不正なる所行ある間敷事を、申聞かせ、且、充分なる監督をなさる可からず、以上の理由なるを以て、家族の失体は、即、其の人の責任たるを、徹頭徹尾免る可からず、而して、其の所置上に就きては、範圍廣くして、逐一問答するを得ず、即ち、之を統御する長官の留監に歸するものにして、犯行の如何に由りて、同不問の分別あらん

●本誌第八十一號獄中蛙君の質疑に答ふ
在千住 河西 碧山

生は貴問に應ずるに、監獄則施行細則第四十九條を以てせん、如何とやらば、提出者は、監獄則第四十九條と云はるも、該條には、動作時間の規定を見ざれば、恐らくは、是、施行細則第四十九條の誤記ならん、今、試みに、同條を繕讀するは、提出者が云はる、如き、午飯休息時間を伸縮するを得との法規は、如何に活眼注目するも、更に見るを得ず、唯、但、作業に依り、已むを得ざる場合には、内務大臣の認可を得て、其の時限を伸縮するを得と、故に、動作時間を伸縮するを得るは、讀んで字の如く、又、疑を要せざるなり、然るに、蛙君は、敢、如斯實疑を呈す、君子に猛責する所あれ

●本誌第八十一號天橋立人君提出の質疑に答ふ
在千住 河西 碧山

上訴をなし、其の取下げを願出たるを知らずして、無罪の言葉をなしたるときは、其の言葉有効なるか、はた無効なるか、あり
上訴の取下げの効力は、裁判官に於て、受理したるとき、始めて生ずる

●刑罰通算方に就きて質疑す
在大阪 洋々 散士

爰に刑事被告人あり、明治廿七年一月犯罪を爲し、全年の二月に、又、犯罪を爲ししに、二月の犯罪は、直に發覺し、重懲罰四ヶ月に處せられ、執行済となりき、其の後、全年八月頃に至り、更に或犯罪を爲し、其の犯罪事件の爲め、拘留せられたる處、蓋の一月犯しし罪に就きては、他の裁判所に於きて、既に欠席判決と爲り居る旨、他の裁判所より、通知ありしを以て、其の欠席の犯罪は、蓋の執行済となりし重懲罰四ヶ月の餘罪なるを以て、確定の上は、其の重懲罰四ヶ月と通算して、執行すべき旨、檢事の指揮ありしに、其の欠席判決の、未、確定せざる中に、彼の八月頃犯し罪に就きて、重懲罰七ヶ月に處せられたり、爰に於て、檢事は、先に發せし通算方の指揮を取消して曰はく、最早重懲罰六ヶ月の刑は、消滅せしを以て、改めて重懲罰七ヶ月の刑は、蓋の執行し終はりたる重懲罰四ヶ月と、通算執行す可き旨、指揮ありたり、此の指揮は、果して當を得たるものなるか、散士は、甚、之を疑ふ、何ぞならば、欠席判決の犯罪は、純然たる重懲罰四ヶ月の餘罪なることば、一日瞭然たり、然れども、重懲罰七ヶ月の罪は、先に執行し終はりたる重懲罰四ヶ月の罪に對しては、純然たる再犯なり、果して然りせば、餘罪の欠席判決確定せざる中に、再犯の罪、重懲罰七ヶ月となりしものなるを以て、其の再犯と比較し、一の重きに從ひ、前發の刑を通算せずとあるを以て、本問の場合の如きは、餘罪たる重懲罰六ヶ月と比較して、初めて重懲罰七ヶ月を執行す可き、至當なれ、然るに、檢事は、初犯の罪と、再犯の罪とを、通算するは、豈、至當の通算法と云ふを得んや、然りと雖も、散士の説、亦、誤りなきを保せず、依りて、爰に此の實際

ものなるに、今、本問を案するに、裁判官は、全く上訴取下願を出したるを知らざるべき、至、上訴の有効なる場合に下したるものなれば、其の判決は、無論有効なり

●天橋立人の質疑二問に答ふ
山形 獄中 蛙

第一問は、被告人の留監に依り、訴訟法第二百四十三條發着判決前既に上訴を取下げたるものなれば、之に對して判決を下すは、恰、斷なき事件に付、判決を下したると同一にして、其の無効なるは勿論、亦、法理の案より許さる所なり

第二問は、監獄則第三十七條に、刑死者の遺骸は、埋葬せざるも、同細則八十二條に依り、合葬を爲すに至る迄は、假葬と解して、敢、不可なきなり、然るを、特に三十七條に於て、埋葬せざる所以のものは、刑死者に於ては、即、判決確定の後は、早晚死刑を執行せらるゝことを、豫知するを得べく、隨ひて、遺骸の下付の如きも、豫、其の手續を了し置くとを得べきものにして、殊に、愛慕の切なる、親族故舊のとなれば、其の執行に至るも、下付を請願するも、亦、明かりなり、故に、執行當日に至るも、下付の請求なきときは、下付の請願なきものと見做すことを得、

然れども、死亡者は、其の死亡するや、素より、不期にして、之を前知するも難く、故に法律上廿四時の、間断を與へたりと雖も、遺隔其の他の事情に依り、此の時間内に、下付の手續を了するは困難にして、實例に徴するも、亦、少なきなり、依りて、死亡者に在りては、僅々廿四時の時間内には、其の下付請願の有無を識別すること能はざるは、當に多きを以て、蓋に、假葬を爲したる所なりと信す

●數罪併發の解釋に關する質疑
京都 不識 庵

現時我國獄事進歩改良の今日に當り、尙、未、過因上、各府縣區々に涉り、一定せざる者あり、豈、斯の道の爲めに、痛嘆息の至ならずや、當局者たる者は、宜しく留意猛責せざる可からず

四人獄則を違犯し、既に處分判決典獄を經たるも、未、言渡を爲さざる理、又、他の獄則を違犯したる場合あり

右は、細則第一百一條の併發例を以て、處断すべき者なるか、否か、茲に甲乙の二説あり

甲は、判決(典獄)を經たるも、未、言渡前なるを以て、併發例に由るべし云ひ

乙は、一度、處決を済ましたる者は、併發例に由る者に非ず、各自に處罰するを可とす云ふ

抑、治獄上懲罰の目的とする所は、違令犯行者にあり、故に細大に論なく、軟薄も假借する所なく、嚴正に懲罰を實行せざる可からず、素より、森若老監の徒を訓御せんとするには、尋常の手段方法を以て論す可きに非ず

蓋、信賞必罰の趣旨を明確に、彼等の心膺に鑄肝服膺せざるは到底目的を達すると能はざるなり

さて、甲説を適用せんか、要漢無類の輩は、獄則を無視して、一種の謂ふ可からざる弊害を生ずるのみならず、終に、嚴正なる規律を、失墜する原因となるも、未、知らざる可からず
吾人は飽迄も、乙説を主張する者なり、擬令一旦判決を經たる者は、一定不動の主義を採り、各自に處罰する方、程當ならんと考慮せり、大方

職者、少しく垂教の勞を惜むとされ

●質疑一問

長野縣監獄署 北村 田 題

重懲役十年の刑期服役中、更に罪を犯し、重懲罰一年六月に處せられたる四人あり、然るに、前刑執行の期滿ら、後刑一年六月の刑期執行中、現に食費を償ふに足る科定工錢を得ず雖ども、刑法附則第十八條により、給興工錢を支給せず、然れども、前刑期中の領受工錢は、二十八圓を有せり、然り而して、監獄期施行細則第六十二條に、囚人懲治人、作業に勉勵し、食費を償ふに足るべき工錢を得るものには、其の請に由り、領置したる工錢を以て、食物を購ひ、之を給するを得、第六十三條、工錢を以て、食物を購求するは、一月十圓以下にして、一回三圓を過ぐるを得ず、但、其の購求費は、領置工錢の半額を過ぐべからずとの明文あり、故を以て、後犯重懲罰一年六月の刑期執行中、(即現役一百日以内に食物購求を申請する囚人あるときは、之を許す否。

右貴會常會の議決を乞ふ、若、議決と相成らざれば、協會雜誌質疑の部に御掲載を祈る

●質疑一問

扶桑子

囚人は、大赦、特赦、若しくは、假出獄、又は免刑を許すを得べきか。

●全

在大坂 南海 鈍 夫

茲に、窃盜事件に付、重懲罰五年の宣告を受け、已に確定して服役中、他に強盜殺人罪ありて、某審判事は、拘留状を發して、某拘留監に拘禁せり、依て、被告人は、拘留監餘罪監にて、重懲罰五年の刑を引續き、執行せしに、豫審判事は、餘罪強盜殺人罪に對審問中、刑事訴訟法第八十七條に依り、事實發見の爲め、密室に監禁すべき旨渡しを爲したり、斯る場合に、此の一面已決囚なるを以て、密室中と雖ども、坐作の業を科する可きものなるか否か。

譯

譯

左の一編は、北米ブルストル府にて發刊する、本年一月一日の日刊新聞に掲載せるものにして、ホワード監獄協會書記タルラック氏より、能々送り來たりたるものなれば、茲に之を譯載して、同氏の厚意に酬ゆと云爾

刑罰制度の進歩

(ホワード監獄協會書記の論稿)

贈 香 生

ホワード監獄協會書記ウチリヤム、タラック氏は、紐育監獄協會の第五十年回に際し、「歐洲及米國に於ける刑罰制度の進歩」と題したる、有益なる論稿を送られたり、氏は、最近五十年間、如何なる關係に於て、刑罰制度の進歩を來たしたるかを穿鑿し、遂に歐米諸國は、主として斯事業に對し、不熱心に依りて萌したる弊を匡正したるのみならず、尙、其の經驗に依りて、極度に趨りたる弊實をも、脱却したるに在るを觀察したり、之を要するに其の進歩は、罪囚處遇の點に於て、正良なる中間法を得たるに在り、五十年前に在りて、米國殊に歐洲諸國に在りては、現に或國にて實行せられつゝある所の、囚人隔離法に對し、非常なる反抗を試みたり、乃、當時囚人の拘禁法は、頗、酷にして、絶對的寂寥に、囚人を間居せしめ、甚しきは、地窖に拘束し、些少の運動作業だになく、又、彼等を慰恤戒する所の書籍、教育を與ふることなく、知人よりの接見を禁じ、時として、吾人生活の要素たる光線をも與へざることありたり、斯の如く、非道の酷遇を施すを以て、之に反抗する亦、宜なりと謂ふべし、然れども、勢の趨る所、終に抑制し得べからず、反抗の力、其の度を失し、甚しき寛和手段は、反動力として、一般に行はれ、少なくとも、晝間の雜居は、合衆國內を通じて、試行せられ、其の結果として、得る所の者、單に犯罪、及、破獄の増加とのみ、茲に於て、オハヨ並にマサチューセツ州は、大に苦心し、犯罪者を隔離する所以のものは、唯、單に惡交際を避けしめんが爲めにして、之が爲めに、善交際を遮断すべからざるを曉り、罪囚處遇の法をして、專、此の原理に依らしめんを努めたり、所謂此の原理は、多少ペンシルバニヤ州には、既に行はれつゝありたるもの、如し、最近五十年間、歐洲に在りても、此の

監獄の弊惡を革新せんことを計りたるに、却りて、米國よりも、甚しく、殊に、日耳義、和蘭、瑞典、那威、嗚呼、日耳曼、大英國、最、力を致し、遂には佛國も、亦、革新の機運に向かふに至れり、現に英國は、之が爲めに、分房制を試行したるの結果、著しく犯罪者の減少を見るに至れり、然れども、其の分房制施行の期限に就きては、白耳義の識者は、頗、杞憂を抱き、之をして、格段に延長ならしむるときは、甚しき害を與ふべきを恐れたり、故に、各國共に、法律を以て、之を規定するの必要を生じ、英國にては、其の固定期限を二年と定めたり、されど、實際二年間、分房に拘禁するの事實は、絶無と謂ふべし、佛國政府の或有力なる委員は、報告して曰はく、一年の分房拘禁は、最、安全に、且、大なる利益を與ふべき適當の期間なりと、而して、各國ども、犯罪者の多數は、一年以下の刑期なるを以て、其の間、適宜の期間を定むるもの、如し、今、歐米各國監獄の傾向を見るに、實に斯の如く、嚴に失せず、寛に流れず、適正なる處遇法を試むるに至れるなり

タラック氏は、未、監獄巡視者、女監を掌管する女官吏、警察署に在る女官、及、警察の改善に就きて、其の論據を確め、監獄作業を批評して曰はく、分房制を試行せば、作業は比較的遅緩なるを以て、爲めに、良民の作業と競争するが如きことなきに至る、而して、瑞典の如く、其の作業は、スロイドを用ふるを可とす、何と云らば、作業、其の物に向かひて直接に効果を収めんよりは、將來の爲り、寧、器械運用の熟練を必要とすればなり

今、尙、歐洲並に米國にて、最、困難にして、且、必要なる問題として殘存する所の問題は、記者の考ふる所に依れば、改善の希望を抱かしむべき方法、並に、犯行者の懲罰に對する規定是なり、初めに當たりては、罪囚に對し、極めて峻嚴なる處遇法を施したるも、後終に反動力として、非常なる寛和手段を探り、彼等をして、改善に導かしむるは、寧、改善すべき事實を知得せしむるに非ずして、愚慮の差風もて、畫俗改化せしめんことを企つるに至れり、然れども、歐洲諸國の大部分は、其の中正の進路を探り、米國の如く、感化に偏倚せざるなり、近時米國の國會議員は、公言して曰はく、監獄は、餘り良好に過ぐと、宜なる哉、此の言や、想像せよ、紐育若しくは桑港に於ける普通良民は、朝に星を戴きて出で、夕に月を踏みて歸り、其の間、東奔西走、些の休む時だになく、唯、營々役々、驅使せらるるも、尙、辛うじて、自己、及、家族の爲めに、生計を立て得るに非ずや、彼等の左隣は、極めて愉快なる麵麴焼にして、右隣は、女子、及、動物に對して、酷遇を施す殘虐非道の無頼者にして、此の輩、若、一朝米國監獄に入りたる時は、恰も極樂園に遊ぶの觀ありて、良好なる食物の給與を受け、慰憐、音樂、新聞、小説、運動、及、高尚なる學校教育をも、與へられ、到底下等賤民輩の、夢想し得べき所に非ず、曾に加之ならず、若、是等の輩、作業の、強要を受くと雖も、尙、普通良民よりは、輕易なる勞働に服し、且、短小の時間、之に従事するのみ、恐らくは、また、彼等の、最、嗜好する所の愉快なる商賣、若しくは、利益の作業に従事するの機會を得べけん、斯の如き制度は、眞に兇惡不徳の輩を抑制し、改善せしむるに足るべきものなるか、若しくは、犯罪者、及、貧民、尙、一步進んでは、純良の民をも、犯罪の溜濁に誘導するものに非ざるなきか、我輩は、此の點に於て、頗、疑はざるを得ず、歐米諸國は、巧に其の進路を探り、彼に偏せず、此に黨せず、恰も巧辨なる仲裁人の如し、然れども、其の聲は、米國に對しては、極めて針砭として聞こえたるならむ、

一般犯罪に關して、タラック氏は、「豫防は救治よりも必要なり」との意見を懷き、此の關係に於て、救兒の事業の、最、緊切なるを説けり、附言して曰はく、大英國は、最近五十年間に於て、感化院、職業學校の愉快なる發達を來たし、尙、貧民學校の普及したること、殆、全國其の設を見ざることをなきに至れり、又、飲酒は、犯罪の主要なる原因なるを以て、此の減少は、犯罪減少の良好なる標準と爲すことを得、最、觀察するの價値

あるものなり、故に、之を豫防するの策こそ、又、彼を豫防するの道と謂ふべけれ、此の點に於て、合衆國並にカナメ洲は、英國、及、他の歐洲諸國の上に位するものと謂ふべし

終に臨み、氏は、獨、此の刑罰の進歩のみならず、尙、社會の進歩は、經驗の示す所に依りて、之を見れば、其の基礎を、宗教、及、道徳の力の上に置かざる可からざることを以て、結論したり

寄 書

○京都府に集會する監獄醫諸氏に囑望す

在 福 島 中 村 襄

聞道らく、我監獄當局者は、庚四月を期して、將に全國の監獄醫を、京都府に集めて、監獄衛生の改良を計る所あらんとす、知るべし、當局者、其の改良の必要を認むるの急、且、鋭意なるを、吾人豈、之が壯圖を賛賞し、併せて新道の爲め、邦家の爲め祝賀せずして可ならんや

監獄衛生が、比較的、他の団体、即、兵衛學校等の如く、駿々として進まざるものは、之を要するに、監獄は、社會劣等人類の集合体にして、而も、刑罰の目的たる、懲戒と並行せざるべからざる困難の存する故ならん、然りと雖も、吾人は、該業の進まざる實を、唯、是に歸し、之を得ず、惟ふに、監獄醫務の組織、及、監獄醫、其の人の適否も、備ふ、試みに看ふ、實、各所の監獄醫會に附せられたる問題を、其の決

斷事項を、是、果して監獄衛生上、探りて實屬すべき價値あるもの歟乎ありしか、將、又、該會に參列したる諸氏は、平素如何に、新道に熱心にして、且、經驗に富み居られしか、吾人、未、諸氏の聲喉に接せずと雖も、吾人をして、思難なく、断案を下すことを得しめば、諸氏の中、或は監獄衛生の、困難なる興味も、思念せざりし者、換言すれば、監獄の監獄たるを、腹程に措かざりしもの、蓋、過半数を占めつらんや、若、此の断案が、不幸にも、的中せしめば、該會は、監獄衛生の研究と云はんよりは、寧、單純なる、醫學的若くは理論的研究なりしと云ふの允當なるを知るなり、然れども、吾人敢、學理的研究所を必要なりと云はず、唯、道は、諸氏が、未、監獄醫たらざりし時の急務なり、今の目的は、彼に在らずして、此に在るを、奈何せん

又、君よ、彼の府監獄が、其の醫務を公私の病院に一任し、深く顧慮する所なく、又、偶、之が、非を憚るも、地方の事情に配付せられて、之の分立を圖謀し、若くは、總會に提出するも、否決せられ、未、以て目的を達せざるもの難なきとせず、是、果して、監獄は、規律の府たりとの實を履行し得らるべきか、吾人の看る所に依れば、雖然規律の存する監獄なるに拘らず、獨、醫務に至りては、雖然規律の外に立つもの、如きも、敢、之を得ず、敢て進み来るに難たり、是、監獄を改良するの

風習、多少風裡を稱するに因るなるべしと雖ども、又、病院委託の監獄醫は其の修給の過半を、病院より支給せらる、より、自然當局者の實權欠乏し、不職の間、監獄醫を客分視するに至るは、之、勢の免れざる所とす、宜なり、監獄の醫務所が、宛然意情吏員の休息所となり、談話室となり、甚しきに至りては、將善俱樂部となるを、吾人監獄を參觀する時は、其の監獄の規律が、全体に普及し在るか否か、又、監獄醫が、自、監獄醫たるを、腹程に措くか否かを卜せん爲め、先、其の醫務所に着眼して、一斑を窺ふに、多くは、衛生の下當室に彷彿たり

嗚呼、之、果して、監獄は、所謂規律の府下りと稱するを得んや、監獄衛生を改良する基礎たる監獄醫の觀念、及、其の組織にして、已に斯の如くんば、吾人焉ぞ知らん、苟、百難を排斥し、改良の効を奏するの期あるを、吾人斷して云ふ、苟、進んで、已が改良の効を奏せん欲せば、須く、先、此の根柢を杜絶すべし、根柢已に癩く、枝葉、又、何ぞ憂ふるに足らんや、事、爰に出でずんば、千百の醫會、又、益する所なけん、所謂、木に緣りて、魚を求むるに異ならず、抑、亦、離しと云ふべし

に病監の位置方向の如きは、頗、其の當を得ざりしと、是に由りて之を考ふるも、監獄衛生に於ける冷淡なるを知るを得べし

抑、監獄組織上、監獄醫が、責任の重大なるは、吾人之言ふを止め、新道に噴々の響ある岳洋氏の、日本監獄學を授きて、之を証せん、其の要に曰はく

監獄醫の職務も、單に病者を診察治療するに止まらざれば、左まで、困難なるもあらざるべしと雖も、兼て、否、寧、主として監内一般の衛生事項に注目すべしとある以上は、其の範圍の廣博なる、其の責任の重大なる、其の事務の繁劇且困難なる、到底凡庸醫の其の任に堪へ得べき所にあらざるや明かり

又、氏は、監獄衛生の幼稚なるを、其の害の及ぼす所の、大なるを論して曰はく

警、或地方に、全國無比の一大監獄を建築せしに、其の工事中、屢、技師と實務家との間に、隙の隙はざるを聞きしも、獨、監獄醫と技手、若くは實務家とに於ける意見が、毫も衝突せざりしを、吾人當時之を異とせり、何とされば、三者、各、其の職を異にし、其の任を全うせんと欲せば、技師は、只管、構造の道方ならんを企圖し、實務家は、單に、日常週四等の便益を得んを希望し、醫師は、專、治療衛生の完全を期せんとするを以てなり、知らず、吾人は、監獄醫の意見、益、二者と投合せしんを、然れども、爾后聞く所に依れば、巨萬を費やしたる、未曾有の建築も、惜むべし、獨、衛生の點に至りては、大に缺くる所夥ならず、殊

監獄衛生の事たる、之を他の衛生法に比すれば、尙、未、幼稚の位置にあるを免れざるは、其の死亡疾病の異常に、多數なる、且、健康力の割合に底弱なる事實に徴して、之を証明するを得べきなり、今や此の事實あるにも拘はらず、若、充分之が原因を探討して、其の預防救済の道を講ずるに非ざれば、會に、自由刑執行の目的を達する能はざるのみならず、終に刑の性質を變じて、彼の所謂長期の死刑、又は健康刑たらしむるに至るべきは、必然なり、豈、治療の最大要件に關することなるに非ずや

又、氏は、監獄衛生の困難に伴ふ、愉快の事業たるを獎勵して曰はく

惟ふに、其の研究の結果は、遂に、衛生學上の一缺點たる、監獄衛生の大成を爲し、從ひて治療法の面目を更新するに至るべきなり、塞に前途望みある愉快の業務なりと云ふべし

又、諸氏が、已に熟知せらる、所の、借氏監獄衛生論を看るに、エンゴ

ル氏が、魯國監獄内に於ける調査の統計に曰く、千八百二十二年より千八百三十七年に至る、十五年間に、囚徒の死亡数を、社會人民の死亡数に比し、全年同全年令にして、中央監獄内には、男五十人、又「ハン」に集治監内には三十人、社會人民中には、十人の比なるを知れり、而して、其の生涯を比する時は、囚徒の三十年は、社會人民の六十二年乃至六十六年に相當し、即、囚徒は、三十二年乃至三十六年を短縮す云ふべしと、又、氏は、最、健康に害ある、即、頑夫疾は役夫等と、囚徒等の死亡数を調査せしに、囚徒の健康を傷ふも、彼の頑夫、役夫等に二倍し、死を致すも、殆、三倍に至るべき事を確証せり。

吾人は、西洋氏の論、又、エンゲル氏の調査を看る毎に、現今監獄衛生の状況を思ひ起し、轉、浩歎に堪へざりしが、今や當局者も、愛に看る所あり、之が啓蒙に致々として、力むる所あり、各所に監獄醫會を開き、今、又、將に、廣く全國の監獄醫會、京都府に集合せんとす、遑回該府に集合する監獄醫會は、往時の諸兵に非ざるか、又、之に、提出する問題は、往時の如くならざるか、將、又、之に出會を命じ、且、訓示を與ふる當局者は、往時の當局者に非ざるか、吾人が聞かんぞ欲する所なり、憶ふに、公務を休み、海を航し、山川に跋渉して、遠く京都に集會せしむる當局者の意思は、豈、夫、恩惠の漫遊、若くは學術の研究をせしむる故には非らずして、監獄醫務を、研究せしめんとするに外ならし、果して然らば、該會に臨まらば、諸兵は、宜しく、其の意を体し、其の目的に従ひ、當局者も、折角の業志と、辛苦をなして、齋餅に歸し、併て監獄衛生の發達を阻害するならんとは、吾人が切望して止まざる所なり、吾人は遑回集會する諸兵は、頗、新道の經驗に富み、且、熱心家なるを信するの篤きと共に、諸兵に囑望せざるを得ず、諸兵眞はくば、吾人の腹衷を察し、吾の不遜を咎むるなく、監獄の監獄たる衛生に、道

政治的若しくは文學的の智識を啓蒙せしめしに止まらるのみ、し、其の真相を看破せず、之を監獄教誨に應用して、國民の徳性を提破せんとするは、無謀も、亦、甚し、日本人の徳性は、元來固有のものにして、天地と共に無窮なるが故に、教誨は徹頭徹尾、國民的進義教誨ならざるべからず云々と論結せり

君が論理を約言すれば、教誨は、一に國民的徳義に依り、決して宗教的徳義に依るべからずと云ふにあり、君が、教誨は國民的徳義ならざるべからずと云ふは、固より然るべしといへども、宗教的徳義に依るべからずと云ふに至りては、果して何等の言なりや、其の意を得ざるなり、君にして、眞逆佛教の何物たるを知らずして、妄に之を評するが如き愚は、學ばざるべし、し、れども、少しく佛教の眞味を咀嚼したる者ならんには、佛教徳義が、如何に國民の徳性を陶治しつゝあるかを知悉し居らるるや、答なり、由是觀之、君或は佛教の真相を看破する處はす、所謂近視眼物に、皮相を一瞥して、斯くは妄批を試みられたるものならん乎

今、君が所論に付きて、詳細之を辯論せんぞ欲すれども、如何せん、多忙さんいへる邪覺の爲めに、其の違を得れば、唯、其の幾多の要點を抽出して、簡単に之を説破せん

君小河君の説を破斥して、多数の犯罪者は、無宗教ならん、然れども、無宗教は、犯罪に導きし例、果して何にかあるまいへり、君見よ、この活歴史を見よ、在監人にして、宗教心のある者幾許ある、高説の如く、多数の在監人は、實に無宗教者なり、之を監外普通人に比較するに、在監者は、人員の割合に無宗教者多く、普通人は、人員の割合に、宗教者多し、これ佛教が、世人の徳性を養成して、無宗教者は、其の徳化を受けるべきの實証左なり

君云はく、犯罪者に對し、宗教心を抱かしめ、絶對無限の神靈は、人間

切慈悲の事項を審究して、吾人が、失望を滿たし、併て新道の上に、一新機軸を興へられんことを、之、嘗に監獄の幸甚のみならず、又、我帝國の福祉たればなり

吾人は、一日千秋、諸氏の問題と、抱持せらる、高見を、諸獨に願はる、日を待つなり、聽みて諸兵に聞、許、頗、不敬、多謝々々、謝する所を知らず、寛宏なる諸兵、乞ふ恕せよ

●福澤洋太郎君に質す

在前橋 無爲室主人

余は君が何人たるを知らず、し、れども、君が監獄事業に熱心なるは、信じて疑はざる所なり、流石に熱心なる君は、監獄協會の、熱心したる問題に對し、十二分の意見を吐露して、更に餘蘊なきが、如し、余は新道の爲めに、深く之を喜ぶものなり、し、るに、余該協會文を、讀みて、教誨主義てふ一節に至り、忽ち驚き、一大疑團を生ぜり、余固より辯を好むものにあらずれば、一思誠試して已まんぞせしむ、再思すれば、教誨上大なる關係を有すれば、默せんぞ欲して、默する能はず三思して、終に之を質すこと、はなしぬ

君は、教誨主義を論ずる劈頭、先、其の主義の一定せざるべからざるを説き、次は、監獄學の著者、小川滋次郎君の説を引き來たりて、之を駁論し、之に附隨して、或論者の總因教誨は、道義教誨にして、個人教誨は、個人の志望に一任すべしといへるを冷評し去り、次は、教誨は、國家事業なれば、社會主義に依るべからず、且、教誨師の擅に擷定すべきものにあらず、必、國家と密接の關係を有するものに依らざるべからずと論じ、又、現今、事、世人が唱道せる個佛の教誨は、日本國民道徳の標準なりと云ふを、駁破し、個佛の経歴に就き、其の弊害のみを曆舉し、佛教は日本固有の徳義に、毒も神補なく、日本國民に興へし利益は、其、

の正邪を照量して、至當の應報をなすことを信せしめば、果して醜惡滔瀆、真心を發起するや否か、現實者の不満足を觀し、然も有形にして、顯著なる刑罰を恐れて、犯罪をなしたるもの、幻の如く、はた盛氣樓の如き、神佛の教誨制裁を脱くも、所詮白晝に燈火を掲げて、人を導くが如く、其の教益たもあらざるべし、兒童も、猶、且、之を知らんぞ、今、囚人をして、現に佛教所説の因果業感の眞理は、原則中の原則にして、然其の軌道を誤らざる確實なる理法なるを會心了得せしめば、彼が心念、一、大怖畏を起し、從來所犯の罪惡は、之を痛悔し去り、之を痛悔し去ると同時に、將來犯罪の惡念は、斷乎として之を殲滅すべきなり、惡念たに殲滅せば、何ぞ、復、罪惡の行爲あるの理あらんや、然り而して、其の惡念を殲滅するは、是、因果の理法を恐るればなり、罪惡の行爲を制止するは、是、刑罰を恐るればなり、し、れども、一たび教誨を會得せば、因果の理法を恐る、と共に、刑罰をも恐るるなり、佛教の教誨制裁、何ぞ白晝の燈火の如きものならんや、實に暗黒心海の一大燈明燈なり

君、又、云はく、時勢一變して、宗教も、亦、學理に依らざれば、勸善懲惡の道を説くこと難きに至りしにあらずやと、教誨學理、固より其の體を異にする過あれども、宗教何ぞ非理なる者ならんや、否、古今一貫、文字一變、變せず、眞理中の眞理なる者、佛教を描きて他に求むべからざるなり、何ぞ善惡勸懲の道を脱くに、學理を用ふるのみと爲ん、乍ら然、教誨を説明するに、便宜あれば、更に學理を用ふることを擧げず、さればとて、學理にあらざれば、教誨を説明し難しとにあらざるなり

君、又、曰く、教誨の目的を達する主義は、必、國家と、最、密接の關係を有するものによらざるべからず、蓋、教誨主義は、國情により、定

めさるへからずとの見、早已に監獄社會に現はれたるは、主として茲に因するなるへしと雖も、日本の國情、即、日本人は、如何なる概念によりて、其の徳性を養成するかの大問題に至りては、未、確定せざる者の如しと、國家の傳教に於けるは、島の異に於けるか如く、車の輪に於けるか如し、何ぞ國情に背馳する所あらん、たに背馳する所なきのみならず、現に國民の多數は、意氣投合、之を瞻仰し、之を欽慕して、巴まらずにあらすや

又、云はく、世人の唱ふるか如く、儒佛の教理は、暴して日本人民道徳の標準なりとせば、儒佛徒來前、即、神武即位後、九百有餘年間の日本は、渾沌たる野蠻社會にして、其の國民は、倫理なき無智盲昧の蠻民ならざるへからず、然れども、事實は、之に反して、公私の道徳、全く備はり、従ひて、皇運の無窮は、開國の始め、已に宣言せられたる。儒佛到來の結果は、唯、日本國民固有の倫理に命名せしか如きに止まらざるにあらすやと、道義倫理なるものは、人性自然の理法なれば、時の古今に關せず、洋の東西に係らず、同一體にして、人々固有のものたるや論なし、たとひ國情民心の異同に依り、少分の差ありとすも、決して溷淆の別あるにあらざるなり、故に我日本に於て、佛敎傳來以前、倫理の在りて存するは、固よりしかるべきなり、又、固より存せざるを得ざるなり、如何に稱尊なればとて、吾か、意匠に依りて、創造したるものにもあらざるべし、如何に孔聖なればとて、已か、腹案より、胚出したるものにもあらざるべし、唯、一は其の理法の全分を看破し、一は其の理法の幾分を説明したるに過ぎざるのみ、何ぞ我國に、曾、無き新理法を齎し來たりて、事新に我國道徳の標準となしたるものならんや

君、又、佛敎東漸以來の歴史に付きて、幾多の被害を擧げて、荒唐不稽の附評を下し、佛敎の日本國民に與へし利益は、只、歐化若しくは文學

習、合き、赤貧無力なる、父兄に在りては、例令教育の必要を認むと雖も、日夜一家の糊口に汲々たるもの、又、安、能く學齡兒童を保護して、教育を受けしむる餘裕あらん、故に、金聲は、之等の弊風を救治せんがため、無月謝にして、教育を授くるの學會、即、世に所謂貧民學校を、國費を以て設立し、教育をして、世に普及せしめんを、日常切望して止まざる所なり、聞説く、歐米諸國に在りては、或は慈善會を設け、無月謝教育を施し、或は國費を以て、貧民學校を立てて、無月謝教育を施すところ、日進月歩の隆運に際せる本邦に於て、如斯便益なる制度を見ざる、金聲の實に慨嘆止む能はざる所なり、論者或は云ふ、無力なる父兄にして、子女を教育せんと欲せば、市町村長に出願し、認許の上、市町立學校に入學するを得る法ありと、予、業よりの知らざるに非ずと雖も、退げて之を考ふれば、此の方法たる、一形式的の舉に止まらざるもにして、曾、其の制の實行せられたるを聞かず、余は、曾て、聞く、或無力なる父兄、其の子女をして、村落の一學會に、無月謝を以て、被教育の爲め、通學せしめたり、然るに、他生徒は、並の兒童を輕侮し、極無月謝の名を以て蔑視せられ、其の極、遊學を忌避し、遂に通學を廢止するに至りしと、嗚呼、嗚むべきに至りならずや、願ふに、是、有月謝、生徒と共に、混合するの弊、茲に導くや必せり、果して然らば、那家をして、健全ならしめんか、國費を以て、貧民學校を設け、貧民の子弟をして、強制的義務を以て、教育を施さざる可からざるは、固に今日の一大急務なるべし、豈、輕々に看過して可ならんや、嗚言に云ふ、無教育者は、犯罪者の雛卵なり、世の識者、宜しく猛省する所なくんばあるべからず

●晝夜分動法の不可なるを絶叫す

鏡心狂士稿

的の智識を啓發せしめしに止まざり、日本人道徳の標準となりしことなきや、歴然火を睹るより明かなるべし、然るに、是等の真相を精査せず、大早計にも、儒佛の教理を以て、監獄教誨に應用して、我々國民の徳性を摧破せんとするか如きは、無謀も、亦、暗しからずやと論せり、佛敎如何に、完全無缺なりとて、居請に經るの久しき、些少の弊あるは、是理勢の免れ難き所なり、しかるに、弊害のみを擧出して、他の、最、有効なる、最、有益なる獨得の妙用ありしを隠蔽して、之を擧げざるは、評論の橋術を誤りたるものといはざるを得ざるなり、我國民に、最、有効なる、有益なる、佛敎の教理を、教誨に適用するは、理の當然にして、事の宜しきを得たるものなり、何ぞ之を無謀と云はんや

君は最後は、所詮監獄教誨は、明晰確實なる國民的、道義教誨によらざるべからざるなりとの一語を以て、一節の局を結へり、君が所謂國民的の道義とは、即、君國に對するの感情、及、個人と個人との關係を、支離する自然法を云ふなるべし、佛敎果して國民的道義に於て、開然たる所ありや、佛敎こそ、國民的道義心を養成するに、最、恰好の教義なるべし、しづらば、君がいへる如く、監獄教誨は、明晰確實なる、國民的道義教誨、即、佛敎的徳義教誨に依らざるべからざるなり、以て如何とす

●犯罪者と貧民教育と
在千住河西久説

社會進歩するに從ひ、犯罪者の増加するは、止むを得ざる趨勢にして、其の原因、素より一に出でずと雖も、是を事實に徴すれば、犯罪の過半は、主として無智盲昧なるに關するもの、如し、是を以て、犯罪者の増加するは、教育の普及せざる結果と云ふも、敢、過言に非ざる可し、然りて、教育の普及し文明社會に於ける、豊富なる學齡保護者は、

金聲は、晝夜分動法を、身に實踐し來たりて、實際上、其不可なるを認認し、此の法の、到底永遠に繼續すべきものに非ざるを悟りてしを以て、熱心之が不可なるを絶叫し、敢、當局者諸賢の胸中に訴ふる所あらんとすのみ、實會其くば、餘白を割愛して、少しく論述する所あらしめよ

抑、我邦監獄制度は、所謂獨逸法にして、舊來の常習を一洗し、日進月歩、現今にては、殆、歐米諸國を凌駕せんとするの勢を呈出せり、然りて、監獄制度の著、善制美法に越さしもの、主として、普國監獄學の泰斗、フオンゼーパツハ氏の力、預りて多々なりと言ふ可し、余輩は我邦監獄社會の爲めに、實に殊に感謝せんばあらざるなり、否、監獄改良の前途に向ひて、殊更ゼーパツハ氏を崇拜するものなり、然りと雖ども、今回の晝夜分動法に就いては、大に反對を表せざるを得ず、否、理論上、實際上共に其の不可なるを論議せり、否、分動法の永遠繼續すべからざるを悟りてし、然りて、我輩監獄に於ては、率先して、兵が、論述せらるる所の、晝夜分動法を採用して、之が實行を始め、爾來三閱月の今日迄、繼續し來たり、而して其の結果如何、果して善なりしや、監督觀察の注意は、一晝夜分動法のときより、優れるものあるか、晝間動作を夜間動作に、晝間動作のときより、夜間動作より、大則に従ふを喜び、服務の看守押丁等は、能く精勵勉勵するか、二十四時間引續き、勤務法より利益便宜なりとするか、吾人今日の最要急務たる、實力養成の関を與へざるが故に、飲酒遊戯に耽らすことあるか、余輩請ふ、試みに、之を論せん

晝夜分動法實行の結果は、不真なり、監督觀察の注意は、晝夜勤務法より、甚、劣れるなり、晝間動作を夜間動作に、晝間動作するとき、夜間動作より、大則は、却りて服務の看守押丁等の生存を保つ能はざるに至らしむ、結局廿四時間引續き、勤務法の利益あるを、追價絶叫せしむるに至れり、而して、實力養成の関を與へざるが故に、敏捷活潑の戒護官吏を輩出せ

しむるに能はず、否、彼等の多くは、日出前、日没後の昇退廳の煩劇に過ぐるの結果、自棄心を起して、却りて、飲酒遊戯に耽けるもの多し、是、余輩が、表面の觀察を以て、分勤論者が、唱道する理論が、實際に適合せず、空理虚説、一も監獄社會に裨益する所なきを看破せし所以なり、其、然り、社會の事物は、利害、必、相伴ふものにして、多少の弊害なるを保し難し、故に、少しにても、利益あり、害多からずと認むるときは、前の舊習を一洗して、断然之の改良を圖らざるべからず、然りも、利益にして、之の爲めに、事務の滋滯を來たし、前途多望なる監獄改良の目的に、妨害を興ふる如き形迹ありとせんか、勢、之を排斥せざるべからず、否、之を廢止して、前者の利益法を取らざるべからず、嗚呼何人か漫に獨逸法に心酔し、此の見易き利害の得失を究めず、大早計にも不完全利益なる、一晝夜分勤法を實行し、徒に其の外面の金玉なるを見て、其の内部の敗壞せるを知りせずして、改良の目的を遂げたり、分勤法の實行擧れりと爲すに至りては、監獄改良の前途に向ひて、長大息せざるを得ず、余輩は區々たる監獄部内の一小看守にして、學を以て諸君と議論を上下せしむるの技術あるものに非ずと雖ども、熱心監獄事業の改良に、鋭意なるの點に至りては、敢、堂々たる大家に、一歩を譲らざるべきを信ず、是、余輩が滿腔の熱血、慷慨の感情をこらされて、分勤法の不可なるを絶叫し、當局者諸賢の一顧を煩はさん欲する所以なり、諸君、余は、戒護官吏の一人として、先登第一に、之が分勤法勤務に服したり、服務實驗して、益、余輩が理論の誤謬なきを信じ、且、實際上に適合せざるを承認したり、而して、之ご全時に、晝夜分勤法論者が、主張せらるる所の理論が、實に死法空理たるを看了し、又、該法の不利益なるを確信するのみを得たり、而して、該法の益なきにして、知

病氣引籠等をなし、數日若くは數週間、欠勤を爲し、爲りに事務に監務を來たす、如き場合あり、是、監獄改良の前途に向ひて、喜ぶべき現象なる乎

(二)二名の看守をして、終始全一の所に、配置し、共に晝夜を過し、監督觀察して、談合協議、万事を處理せしむれば、各別の人を以て、晝外の監督觀察を、各別に爲さしむるに比し、大利益あるに、いはらず、晝夜各別の人ならざるべからずとなし、尙、彼の一晝夜勤務法を、札幌の憲弊を爲す因りたりと斷ずるものあらんか、余輩は、實に其の迂を笑はざるを得ず、一晝夜勤務法にては、一定の受持場を、監督觀察すると、綿密周到に注意するを得たりしと雖ども、分勤法の場合には、四名若くは五名の看守にして、二工場、若くは、三工場の受持場を、順次戒護するとことなり、故に、戒護の看守押丁等は、一日毎に、若くは、一時間毎に、各別工場を異にして、戒護するものなれば、一日中、一工場の監督觀察は、僅か數時間に過ぎず、勢、斯の如くなれば、監督觀察の注意は、自、緩慢に傾き易く兎角放任視するが如き觀なき能はず、又、夜勤の場合に、一看守にして、二監房若くは數監房を、監督觀察するものなるが故に、到底綿密周到なる注意は、爲し得べからざるなり、故に、戒護者も、一時を苟論するが如き傾向を生じ、實際充分なる監督觀察の注意を爲す能はずと、斷言するを憚らざるなり、何故に、然る乎、要之、看守押丁諸君が、畢竟するに、日出前、日没後、昇退廳の煩劇に過ぐるを厭嫌し、其の結果、確々たる勇氣を損喪し、紳々たる精神を、充塞せしむるに原由するものに非ずして、何そや、是、果して監獄改良の前途に向ひて、果して喜ぶべき現象なる乎

(三)晝夜勤務法に於て、軋轢を生ずる憲弊ありと云ふが如きは、實に犯人の憂にして、敢、論議するの必要を見ずと雖ども、聊、盲目論者か、

りて、監獄改良の前途に、一大防礙を興ふるの事實あるを看了するもの、余のみに非ず、實際服務の、看守押丁諸君も、皆、之が不可なるを感得せり、一日も、早く該法の廢止せられて、一晝夜勤務法の再施せられんことを渴望せり、嗚呼之、何に因りて、然るか、其の原因なくんばあらざるなり、今、左に其の原因を列擧し、併て余輩が、實際上より経験試驗せし所の事實に依りて、一々分勤法論者が、意見を打破し、以て、本論の終局を結ばんと欲するなり

(一)一晝夜勤務法は、頃日来まで、實行し來たりたるものにして、警察署井に監獄本署、其の他各府縣地方にても、皆、該法に依らざるはなし、唯々何等の盲目論者と、漫に利口を弄して、廿四時間引續き、勤務法は、到底堪ふべからずと爲すや、朝七時若くは、八時に出勤し、瀟々たる英氣を鼓舞して、前勤務者と交代し、終日の間一定の受持場を看守すさせんか、監督觀察の注意充分にして、餘蘊なげん、而して、午後五時、若くは、六時に至れば、監房に交替して、朝九時に、退廳し、其れより、十二時迄武術の講習なり、操練なり、爲すや、午後一時迄には、歸宅せらる、ならん、而して、入浴、喫飯、其の他學事の紛擾を處理して、一夜の安眠を食はれるならん、反之、晝夜分勤法は、日勤の出務時間、若くは五時、其の日出を待てて出づるのとき、一年中幾日ぞ、而して、夜勤は、日没を待てて出づるのときなくして、退廳の刻限六時、若くは七時歸宅、直に寢に耽くも、起床直に喫飯、入浴、其の他學事紛擾、匆忙出務せざるべからず、加之、武術の講習、其の他訓練等を爲すの時間を算入すれば、少くも、一時間若くは、二時間を費消し、遂には就眠の期を失すとなしとせず、其れ斯の如くんば、如何に當發すればとて、戒護すべき管はなし、故に、勤勵勉勵の看守押丁諸君にして、徒

項下に一餘せん、謂、戒護者は、若も、是乎の辨別力と、正義の何たることを、知了するものな故に、決して、同僚と斥目攻撃すること、之あるなし、然るを、況、軋轢を生ずる憲弊あらんや、否、必之あらざるを確信せり、然るに、分勤論者が、徒に外面金玉的分勤法を以て、其の實内部の敗壞せるを知らず、却りて之を利益ありと爲して、奇怪の言を弄し、巧みに一晝夜勤務法を非なりと爲すか如きは、是、監獄改良の前途に向ひて、果して喜ぶべき現象なる乎

嗚呼、余は、分勤法の不可なる點に向ひて、幾々數百言を陳列し、微力自、盡らす、遂に大方諸君を冒瀆するの已むべからざるに至りたり、余は、今筆を投ぜんとするに當たり、尙、結尾に一言を付して、更に當局者諸賢の高見を煩はさんとす

諸君、分勤法論者が、主張する所にして、尤も金城鐵壁と頼む所のものば、其の監獄費削減の一事にあるなり、余輩も、經濟上成るべく、費用の削減せられんとを望む、然りと雖ども、實際監獄改良の前途に向ひて、必要出費せざるべからざるものまでを、削減して、國家百年の大計を誤る、如きは、斷乎とせず、排斥せざるべからず、嗚呼、完全に刑罰權を執行し、其民の例外たる、無類の兇徒等か、再現を豫防し、淫俗感化ならしむて、監獄社會改良を爲し遂げんには、多少の出費は、萬已むを得ざるなり、之を要するに、最要務たる監獄改良の實行を抛棄して、我々たる經濟云々を唱ふるが如きは、共に監獄事業を語るに足らず余は信ず、監獄改良の實効を尋ぐるの、太、最大急務なるを、是、經濟上、多少の出費を要するにも、いはらず、斷乎とせず、晝夜分勤法を排斥し、一刻も早く、之を廢止せられんとを所望絶叫する所以なり、文章拙劣、冀くば、余、一小看守が、教養の存する所あるを採納せられ

●鼻汁垂れも次第送りの弊は速かに矯正すべし

京極道人稿
往昔人智未開の頃、官府が、役人を任用し、亦、商家が、奉公人を雇使するにも、其の後人奉公人等の人材を擧げず、賢く不肖を問はず、一に其の勤勞の年功に依つて、其の位階を昇進せしめたりと、鼻汁垂れも次第送りとて、其の明なり
我邦維新以來、文物漸く開け、法律制度、其の他百般の事、頓に改良進歩し、殊に我監獄制度の如きも、大に新局面を著し、將に、條、改良を加へんとす、此の多量多事の時期到来するにも拘らず、我儕の、夙、概嘆に堪へざるものは、我監獄改良に就き、最緊要の機關たる適任の看守を得ると能はざる、之なり、偶、其看守の出來るとありと雖も、昔少時に於て、擧送退却するに至る、其の原因は、何なし、彼の鼻汁垂れも、次第送りの遺弊、今、尙、存するが故なり、何をして、勤勞年長き年功者を、漸次昇進せしめば、適任の看守を任用すると能はざるか、乞ふ、左に其の弊を述べん
凡、人の上位に立ち、苟、部下を指揮監督するものは、普通の學力と、智識とを兼備せざるべからず、唯、其の職務に老練なるの故を以て、其の任を全うすると能はざるなり、今、試みに、直接間接に、我儕看守を監督するの地位に在るもの、人物、及、履歴を見よ、遷卒五年押丁五年、看守五年の長年月間、神妙に勤めて、累進したるもの、比、皆、然り、此の人等の學問や、眞に淺くして、小學三年生にも劣り、此の人等の智識や、眞に薄くして、失禮ながら、昔日の牢番と、何ぞ異ばん、然るに、自己に於ては、妄に學識蘭語の博士を氣取り、新聞に足らず、何の利益かあらん、豈に難語難言する所、陳腐なり、讀むに足らず、小羽根氏氏の監獄學は、我輩見と、大に反對す、學者机上の論無運なきや

官報

訓令
內務省訓令第ニ號

明治二十八年度當省所管嶽出科目表別冊ノ通相定
但別冊ノ別ニ項ス
明治二十八年三月十五日 內務大臣 于野野村晴

●叙任及辭令
任神奈川縣典獄 廣島縣典獄從七位 若山 茂雄
任廣島縣典獄 任神奈川縣典獄從七位 若山 茂雄
任廣島縣典獄 內務局 眞木 壽
任廣島縣典獄 廣島縣典獄 眞木 壽
任廣島縣典獄 廣島縣典獄正八位 神代 澤身

使頭免本官 非職茨城縣監獄書記 安宅 九郎
使頭監獄醫ヲ免ス 茨城縣監獄醫 中村 繪吉
使頭監獄醫ヲ免ス 茨城縣監獄醫 小松崎 一
使頭監獄醫ヲ免ス 茨城縣監獄醫 加古宗一郎
使頭監獄醫ヲ免ス 監獄醫 柏村 久藏

りなき、駭然として、俯若無人なり、而して、今、其の部下に對しては、宛も自家の奴僕との如く見下し、自己が、曾、押丁たりし時の無情なる上官の輩に倣ひ、ソレ運刑ソレ委勢を亂せり、ソレ睡眼せり、其の他些細の事に至る迄、進退伺を徹し、自己の職務は、唯、看守押丁の非分落度を穿鑿吟味するを以て、本務と心得るもの、如し、古語に曰く、處を返ふものは、山を見ずと、宜なり、時々、監房工場等を巡視するも、室内の不整理、囚人の動作、諸規則の遵守等に、毫も眼の付らざるは、怪しむに足らざるなり、且、又、甚しきは、部下に於て、稍々氣骨あるものありて、反抗辯明するあれば、怒、私怨を懷き、以來は特に其の者に着目し、些々たる報復も、假借する所なく、恰、母虎の機見に於ける如くに扱ひ、常に人の嫌疑する勤務に配置する等、江戸の仇敵を、長崎にて報ゆるが如きと數々あり、此の如き者を、上官として、誰、服從するものあらん、多少明治の教育を受けたる適任の看守、來るも、片腹痛く辛抱する能はず、數月不出でして、辭職退却するの止むを得ざるに至る、適、止まる者ありと雖も、之等は、家族のあるもの、生活的困難あり、將來を遠慮する所あり、唯々諸々、御無御尤と、無念の涙を吞み、職に在るもののみ、右の有様なるを以て、始め憂められし刑氣者も、終には、軟化して、怯懦者となる之、畢竟、無學無識なる者を、年功に依つて、上位に昇進せしめたるの結果にして、鼻汁垂れも次第送りの遺弊、夫、斯くの如く大なるものなり、今日にして、此の弊を矯正し、彼の下に置けば、老朽用い堪へざる者、上に昇せば、六つ々數變風流の如き者を免し、眞個其の任に堪ふべき人材を、擧拔せんば、何の日に、我監獄の改良を期せんや、政、當局者の英斷を請ふ

依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 櫻村 直
依願免本官 非職茨城縣看守長 永井 敬敏
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 二課勤務ヲ命ス 非職山梨縣監獄書記 服部 敬一
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 鴎生里次郎
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 石河 伸正
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 永井 敬敏
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 島田 敬順
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 島田 敬順
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 石河 伸正
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 伊藤 長太郎
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 興津 真賴
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 小林 好義
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 萩合 忠
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 佐藤 茂登枝
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 杉本 雄太郎
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 野津 義慶
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 法留 榮順
依願免本官 茨城縣看守長兼監獄書記 松島 榮國
依願免本官并兼官 茨城縣看守長兼監獄書記 茨城縣監獄書記 尾本 敬信
●看守教習卒業
京都府ニテノ看守教習卒業生 全 小寺 清一郎

全	神原與市	全	山申玉
全	音羽總次	全	高橋万壽
全	正垣富藏	全	大伴清一
全	保田忠常	全	丹羽友三郎
全	富田文吉	全	瀧野友三郎
全	中島万吉	全	井木長三郎
●大分縣ニテノ同上			
看守	山崎直	全	小林繁
全	岡田忠次郎	全	河野高次
●青森縣ニテノ同上			
青森縣看守	森實	全	鈴木善太郎
●香川縣ニテノ同上			
看守	小野平治	全	西村重五郎
全	田邊進之丞	全	上野伸三郎

通信

●三池集治監電氣燈を架設す

監獄の点火は、普通官舎の点火と、其の趣を異にし、二六時中、機軸の響き可きあれば、或せ其の他不其の計畫を爲さんとする因縁を、戒護する一大要具と云ふべし。故に、從來監獄等を企つるものは、風雨の爲にして、点火蓋の如くなり、咫尺を辨せざる時に、乘するもの、如し。

を招聘し、監獄官練習所を開設せらるゝや、君擧げられて、通譯官となり、懇到周密、聽くものをして、一毫の憾なからしむ、我獄司の氣を養ひて、今日に至りしもの、亦、實に君の蕭雨の力に因らざるべからず、廿六年、神奈川縣典獄に榮轉し、爾來刻苦勵精、孜々として改良の方案を講し、大に前途の計畫を画す、亦、勉めたりと云ふへし、加之、繁劇の身を以て、職務に關する著書を出たこと、前後數回、以て當局を裨補し、職務の進歩を促ししもの、亦、少なしとせず、嗚呼、君が獄事に功績ある、夫、斯の如し、豈、偉ならずや、今や、監獄の改良は、益、進歩の遙運に向ひ、各國協力して、大に其の實功を收めむとす、於茲乎、萬國監獄會議は、既に第四回に及び、今、又、第五回を、佛國に開かんぞ、小河君擧げられて委員に擧げらる、君の平生を知るもの、誰か、其の責任なるを知らざらむや、今や君の豊富なる學識と、鍛練なる経験は、道般の行に於て、一層其の光彩を發揮せむ、豈、國家の慶事ならずや、時將に春和融滿の候に際し、此の名譽ある重任を預ひて、遠く天涯の波濤を蹴破せむとす、君を知る者争か買せざるを得む、嗚呼、巴里の華は既に、柏林の月は皎しと雖も、素、異域の風土、君幸に、千萬自重せよ、聊、爾言を陳じて、送辭に代ふと云爾

四人榮代及献立表

●鳥取縣監獄署

明治二十八年二月至二十日日間献立表

種別	晝		夜	
	最高點	最低點	最高點	最低點
一月前	四五、	三七、	四〇、九	三五、
二月前	四八、	三三、	四八、	三四、
平均點	五〇、	三六、	四一、四	三〇、四
最高點	五五、	二八、	三九、九	三九、
最低點				四〇、五

●鳥取縣明治廿八年囚人監房寒暖表

千頭正 澄
佐々木武次郎 澄
芦屋澄 勝
矢部岩二郎 澄

●静岡縣監獄署員小河君の行を透る

三池集治監は、世人の知る如く、探炭業に、因縁を使役するより、煤燭其の他坑内にて、汚染せし身体を、洗滌せしむる爲め、其の筋の認可を経て、石鹼を給與し來たりしか、毎日千餘名の探炭因に與ふる石鹼切斷方に就きては、從來多くの手数を要するのみならず、時としては、均一を缺く難ありしかば、今般、典獄は、小野同監授業手に、考案を授けて、種々研究せしめ、左部圖面の如き器械を、調製し、試験せし、其の成績、頗、良、且、數千の石鹼を切斷するに、僅々數分間を出でず、且、其の斤量均一にして、實に輕便なる新器械なりと云ふ(圖面は專ら編者自す)

●石鹼切器械の新發明

三池集治監にては、先年來、一意此の不便を除却し、戒護の周到を企圖しつゝ、ありしか、茲に、三井炭礦事務所にて、坑内其の他に電燈を点し、開燈し、加入を勸誘せし趣を以て、同監より、其の筋へ經何の上之に加入し、過般來架設中なりしが、過般其の工を竣へ、点火を試みしに、成績、頗、良、且、監内は勿論、監外、周圍數町内は、恰、月明の試ありて、同監戒護上の便利は、喋々を要せず、近傍の良民も、其の餘光を得て、喜ひ居れり、而して、其の点火個數は、監房、及、街燈九十九個、事務處用不定時十七ヶ處、合せて、百拾六燈にして、その費用は、一ヶ年洋燈を用ひ來たりし費額に比して、僅々百餘圓の増加を見るのみなりと云ふ、毎度ながら、同監が、若々改良を企圖せるには、歎服の外なし

年月日	朝	晝	晚	一日一人當
廿八、二	味増汁(一人當り味増掛目十 五匁汁量二合七匁)	大根 漬(一人當り掛 目二十三匁)	鯖 煮 付(一人當り小切二ツ) 糠 船 汁(一人當り船掛目六匁二分) 揚 豆 腐 清 汁(一人當り汁) 鰯 魚 味 増 汁(一人當り汁)	六匁四毛 參匁五毛 參匁壹毛 參匁七毛 四匁參毛 四匁貳毛 參匁六毛 四匁四毛 四匁
二〇	全上	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	四匁四毛
一九	全上	胡麻 漬	鰯 魚 味 増 汁	參匁六毛
一八	全上	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	四匁貳毛
一七	全上	胡麻 漬	鰯 魚 味 増 汁	參匁四毛
一六	全上	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	四匁參毛
一五	全上	胡麻 漬	鰯 魚 味 増 汁	四匁貳毛
一四	全上	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	參匁七毛
一三	全上	胡麻 漬	鰯 魚 味 増 汁	參匁壹毛
一二	全上	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	參匁七毛
一一	味増汁	大根 漬	鰯 魚 味 増 汁	六匁四毛

◎北海道廳監獄署

明治二十八年二月自十一日開献立表

日 區別	朝	晝	晚	計
廿二日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿一日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿四日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿五日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿六日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿七日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿八日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿九日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
三十日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六

日 區別	朝	晝	晚	計
廿三日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿四日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿五日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿六日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿七日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿八日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
廿九日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六
三十日	味増汁 馬鈴薯百匁 一風八毛六	休菜漬全上 一風二毛六	醬油十六匁八分 一風八毛	六匁八毛二六

備考	平	四	合	金	貳	拾	錢	〇	九	厘	九	毛	三	五	七
	有	表	四	合	金	六	錢	八	厘	九	毛	四	二		
別	十七日	賞	壹	個	以上										
別	廿四日	賞	壹	個	以上										
別	廿八日	賞	九	拾	八	人									
別	十五日	表	貳	個	以上										
別	廿六日	表	七	拾	七	人									
別	十九日	表	七	拾	七	人									
別	廿三日	表	拾	人											
別	廿六日	表	拾	人											
別	廿九日	表	拾	人											
別	三十日	表	拾	人											
備考	平	四	合	金	貳	拾	錢	〇	九	厘	九	毛	三	五	七
備考	有	表	四	合	金	六	錢	八	厘	九	毛	四	二		
備考	平	壹	日	平均	壹	人	に	付	金	六	厘	七	毛	七	二
備考	平	壹	日	平均	壹	人	に	付	金	五	厘	三	毛	〇	七
備考	平	壹	日	平均	壹	人	に	付	金	五	厘	三	毛	〇	七

海外通信

◎米國新聞記者の東京石川島

監獄支署巡覽記(承前)

此の通信は固より、外人の觀察したるものを、その體譯したるものなれば、その間、往々彼我の事情

接所に到れば、典獄は、余が手を取りて案内せらる、而して、面貌恰も萎靡たる林檎の如く、眼はさながら蛇の如き一名の秘書官は、余輩の後に隨へり、此の人は、一卷きの紙と鉛筆とを携へ、常に余の後に立てり、余一兩度後に後を顧みれば、通辨が余の質問を通ずるや、彼は一々之を筆記す、察するに、此の間答を筆記するならん、されば、今日此の通信を送付せしならば、余が報告の誤らざるを知らるべし

監獄の内部

當監獄には、囚徒二千三百人ありて、皆、各種の作業に従事す、是等の作業は、實に日本各種の工業を代表するものなり、監獄は、長さ平家にして、牢獄と云はんよりは、寧ろ小屋又は工場と云ふの勝れるに如かず、其の敷地「エーカー」に渉り、皆、木造にして、日本瓦を以て之を蓋ひ、別に漏なく、只、壁の上部に木造の格子ありて、通氣の方法となすのみ、地上より余輩の肩ほどの高さまで、壁は一体に板張りにして、其の上は即、「四」計の格子なり、而して其の上端は、家根に至るまで、亦、板張とす、二三の建物は、工場にして、他は寢室、浴場、炊事場なり、懲罰監房も、多少之あり、工場は、長さ二百「フット」、幅百「フ

の通せざるため、事實に反せるものありとの事につき、その心して讀まれんことを希望す 編者識
警視總監は、電話を以て、明日余輩來觀の旨を、監獄に通せられたり、されば、余輩は、人力車に乗して、彼の島地に對する渡頭に到り、赤衣を着け、黄色の藁笠を戴ける日本人の漕出だす小舟にて、彼の美麗なる島の、青々たる岸邊に達しぬ、余の舟を出づるや、白衣を着せる一兵卒出で來たり、余を導きて、監獄の應

炊事場の巡覽

「ト」位にして、其の多くは、床あれども、二三の工場に在りては、囚徒は、皆、土間に座せり
余輩の炊事場に入るや、賄方は、囚人の食料を皿に盛りつゝあり、食物は、米麥を混して、乾きたる飯となしたるものにして、之に鹽漬の菜少々、馬肉、及、箸の煮たるものを添ふ、飯は木製の椀を以て量り、一因に付、凡、「一」ポント、漬物は食用の七一杯ほど、并に「ソープ」又は煮物若干を與ふ、余は一々各品を試みたりしに、典獄、及、囚人等は、皆、余を譚視せり、飯は悪しからず、余は苦もなく一口を食せり、漬物も、亦、好結果を以て、之を食せり、最後に、馬の煮肉に及びしに、余は何やら知らざりしに、箸を以て、やたら親指はさのものを、口中に押し込みしに、嚙て余の舌が之に觸るゝや、始めて余の誤解せるを知れり、とても食はれたるものにあらず、其の堅さと、恰も靴の底草の如し、蓋、老馬の瘡肉なりしなり、之を嚼み碎かんとするも、少しも感じなし、役人等の眼は、皆、均しく余に注視せられたり、余の苦悶察せらるべし、余は暫くの間、口中の勞働を重ねつゝ、漸く一小片を鵜飲みせしに、余の胃は、此の時痛く顛倒せるが如

く感せり、其の時給も典獄が後を向きたるときなりしは幸なりき、囚りて、手早く手を以て、口中の殘物を取出し、暫く、之を掌中に秘し、炊事場を出でしとき、竝に之を投棄せり、少き馬は、尙、可なるべし、然れども、余は馬肉を欲せざるなり、蓋、馬肉は他の肉類よりは、餘程廉價なれば、囚人に多く之を給す、而して囚人も、亦、之を嗜食すど云ふ

囚徒の給養方

囚徒は、一日三食とし、其の行狀に依り、食物に差異あり、其の優等者には、米麥等分のもの給し、普通のものには、麥二米一ものを給し、病者に限り、米のみを給す、日本人は、我國人の如く大食ならず、故に日本人の全体は、我國の不毛地に於ても、輒く生活するを得べきなり、囚人は、朝四時に起き、五時前に朝食し、十二時に晝食し、五時三十分夜食す、作業時間は、十時間半にして、九時に就寝す、余は、晝食する所を視たり、皆、工場に於て食す、各自横二「フート」堅二「フート」計の木製の膳を扣へ、之を低き作業臺の上、若しくは床に置きて、膝を折り、坐して食す、何れの囚人も小刀を有せず、其の單一の食具は、木の箸のみ、余は殊に獄内、并に、囚人の清潔なるに

を見るに、古屑を粉碎して、之を粘塊となし、糞を以て之を撞き、攪拌して之を桶に投し、薄き糊を混じ、新聞紙大の竹架上に伸ばし、之を重ね合はせ、其の乾燥するや、良好なる紙となる、又、一の工場に於ては、二三百の囚徒、繩、及、漁網を作る、又、他の場所にては、二百人餘の囚徒手を以て、否、寧、手足を以て、煉瓦を製す、囚人粘土を混じ、既足にて之を踏み堅む、其の仕方の丁寧なる、如何なる細粉も泄らすまどなし、而る後に、該粘土を摸型に入れ、櫛の如きものを以て、之を火中より出したる後、陶器の如く光澤を呈するまで、一々之を滑かにす、現今新築しつのある大監獄の煉瓦は、常監獄に於て、悉く之を製造す、但、該新監獄の事は、後に譲る、余は、煉瓦の價を問ひしに、典獄は答へて、千個に付五圓、即、百個に付、五拾錢なりと云へり、余は我國に於て、斯る煉瓦の價幾何なるやを知らず、然れども、之より良品は、決して得らるべしと思はれざるなり

日本人の低廉なる勞銀

日本監獄の作業は、恐らくは、世界中、最、廉價なるものなるべし、作業は、受負契約の法に由り、一四一日十五錢の工錢を以て、之を受負人に貸貸するなり、

感せり、食事のときを除くの外は、絶えて臭氣あるなし、余が馬肉の遭難後まで、彼等は甘そうに食せり、囚徒の面、及、身体は、能く洗ひ流したる小兒の如く、清潔なり、蓋、一週に三回温浴を取らしむればなり、浴場に大なる桶ありて、一度に二十人、乃至三十人入浴するを得、其の入浴する前は、顔色青白きも、其の出づるや、湯蒸海老の如し、木綿製の職人服を着し、既足に草鞋を穿つ、獄衣は、日本全國を通して、皆、丹色なり、總て監獄に縁あるものは、皆、此の忌むべき色に染めらる、夜具、蒲團、皆、然らざるなし

驚くべき監獄の職工

余は、囚徒の作業には、一驚を喫したり、獄内には、日本の各種の工業少しつゝにても、皆、備はらざるなし、一部の囚徒は、七實燒の最も精美なるものを製せり、又、扇、陶器を繪ぐものあり、美麗なる木の彫刻を爲すものあり、蓋、其入監の當時、其の適當なる作業に付、試験をなし、得意の作業に就かしむるも、其の多くは、皆、在監後、其の業を習ひ覚えしものなりと云ふ、或場所に到れば、木材を鐸りて、板と爲すを見る、總て其の作業は、手を以てする、其の出来は、皆、余輩が器械を以てするものと同様なり、紙の製法

其の工錢の一部は、本人に給與し、出獄の時、之を下付す満期出獄のとき、三十弗の貯金を得たるものありとぞ、典獄曰はく此の金額は、固より多しとせず、然れども、日本人は之を以て、一年間生活するを得べしと、或る工場に於ては、草鞋を製せり、一個一錢なりと、此の草鞋は、日本全國に通じて、下等貧民の用ふる所なり、他の工場にては、幼年囚二百名計、紙の提燈を製す竹の骨は、庖丁の如きものにて之を削る、若し、讀者が、日本の提燈を見れば、其の骨は、縫鍼より細き竹線なるを知るべし、而して、之を相附着せしむるものは、單に紙のみなり、總て工作は、手工に依る、日本人は、其の作業に足を用ふる、猶ほ手に於けるが如し、桶工か紐を拵むるに、兩足の指の股に挟みて、巧に之を操縦す

日本の新監獄

以上は、日本の舊監獄の談なり、東京には、現時世界中の美麗なる一大監獄を建造しつゝあり、其の地は、都府を去ると五「マイル」計の所にあり、煉瓦造の大建築にして、敷地は數「エーカー」に渉り、最新の監獄上の原則を應用して、構造せらる、其の工事には、總て囚徒を使用し、技師も、亦、日本人なり、余は囚徒の工

事に服するを目撃せり、地面より壁の頂上に至るまで、足場を掛く、此の足場は、頗る、不思議なるものにて、即、繩を以て杖を結付けたるなり、煉瓦を運搬する囚徒は、之を肩にしつゝ、此の上を往來す、或場所にては、杖を建て、大なる足場を設けあり、其の頂上は、地上より約五十「フット」の高さにあり、其の中央には、巨大なる丸太被の蟻突きのを懸け、其の下端に數條の繩を結び付け、一体の人夫は、足場の頂上なる臺の上にありて、繩を取り、此の丸太を高く引揚げ、後に地中に打込まれたる杖の上に落下せしむるなり、其の之を行ふや、常に歌の調子に従ひ、其の一節の終はる毎に、之を垂下するなり

囚人は、實に此の大監獄の大部分を建造せるなり、而して、監獄は自、其の費用を辨する能はずと雖も、其の價は、最、廉なるを得るなり、典獄は、余に告げて、監獄の保存費一日一人に付、銀貨にて貳拾錢、金貨にて拾錢に價し、(譯者曰く何、)一四一日の給養費五錢以下なりと云へり

囚人の懲罰法

日本には、往時磔刑、及、其の他各種の酷刑ありたれども、現今は其の跡を絶てり、監獄に於て使用せらるる工場内に、通常二百人の囚徒あり、而して、是等のものは、我々が神かの如く膝を屈して、敬禮せざるべからざるなり、米搗工に於ては、五十名の囚徒、僅々腰の廻りに、衣服を纏ひしのみにて、他は皆裸体なるが、皆土間に坐して、敬禮せり、理髮所に到れば、或は石鹼泡を塗りたるま、或は髪を半は刈りたる儘にして、皆椅子より地に下りて平服す、本日四時間内に、殆ど二千人の人間は、余か前に平服し、四千の脚は、余を敬禮する爲めに屈したり、是、れ實に笑止千萬なるが如しと雖も、日本の從來の風習なれば、彼等は此の舊禮を行ふも、別段卑屈とも思はれざるなり

フランク、デー、カルペンター記

彙報

○代人假在監人

●小川滋那郎氏 佛國に開會する萬國監獄會議に列席すべき命を受けたる前神奈川縣典獄小川滋二郎氏は昨日午前九時横浜演説の佛國郵船カレドニア號にて出發したり

○小川萬國監獄會委員の送別會

●小川萬國監獄會委員の送別會 佛國(巴里)に開會する萬國監獄會の本邦出張委員小川滋那郎氏の出發近きにあつて同氏監獄の好ある東京專門學校関係の人々、親企となりて、昨十七日午込米友亭に同氏の送別會を催し來會者六十餘名席上歡喜の演説ありて頗る盛會なりしと云ふ又今回例事となりて、該地方に赴任する浦部幸三氏も送別に預りたりと云ふ

●若山典獄の送別會

●若山典獄の送別會 廣島縣典獄より神奈川縣典獄に轉任したる若山茂

ものは、單に減食、及、獨房の制あるのみ、當監獄には、二百人を入るゝに足る間室一ヶ所あり、而して、他の獨房は、多くは、皆、間黒ならず、其の形狀は、寒、倉庫に彷彿たり、凡、此 獄内にある建物は、余の眼には、皆、小屋の如く見えたり、即、病監は、馬小屋の如く、患者は函形區畫中にあり、囚徒は、皆、木片の枕を有す、是、全國、皆、然るなり、其の寢具は、被覆、及、蒲團にして、全体に、極めて不自由なきものゝ如し

我通信員に對する敬禮

當監獄の規律は、世界中無比と云はざるへがらず、囚人に澁面なく、何れも、皆、天然的にして、且、温和なる狀あり、彼等は、實に吏員に對し、從順なり、余輩の工場に入る毎に、餘程面白き仕方に依り、敬禮せられたり、余輩が洋裝したる當番吏員の前に到るや、彼は手を舉げて敬禮すると同時に、大唱一聲「ユー」の一語を發す、蓋、「氣ヲ付ケル」の意なりと推測す、此の號令に依り、工場にある者は、總て膝を屈め、其の散髪頭を、汚れたる土間に附け、吏員が「二たび「ユー」の掛け聲を發するまでは、斯く蹲り居らざるべからず、而して發せ起上りて、再、作業に就くべし、

合なりと、聞く所に依れば現時の警保局長小野田元助氏が先年川路大監獄に從ひ歐洲に赴きたる際法學博士德城重臣氏、獨、柏林に於て遊學し、其の學業に涉りたる際監獄は一の專門科學なるが故に我邦に於ても亦た新學に志す者多きを養成せざる可からざる事を説きたるに據れば、吾邦に嚆矢を授けし局長と雖も、斯道を精研して小野田氏警保局長となるに及ぶ實地經驗の爲めに神奈川縣典獄に轉じたるなり然るに本年は萬國監獄會議開設の期なるが先年東京に於て閉會したる際、四公使を以て該委員に充てたれども何分斯道者に非ざれば割合に利益を取むること能はずし、故に改正條約履行の曉きは外人もも取替ざるを得ずと云ふ其發達を計るの必要あるを以て此度は非とも主務者より斯道者を派遣すべしとの決議にて遂に同氏を委員として參列せしむることに決定せしむる云ふ

(明治廿八年三月二日朝報知新聞)

●監獄改革の取調を小川氏に囑託す 神奈川縣廳にては佛國萬國監獄會議に出席する爲め昨二十三日横浜出帆の佛國郵船カレドニア號にて出發したる前神奈川縣典獄小川滋二郎氏、對し今回改革する同監獄の構造組織其他必要な一般の取調及報告方を依頼したる由にて同氏も之を承諾し出發したりと云ふ

(明治廿八年三月廿四日めざまし新聞)

●小川滋那郎氏 佛國に開會する萬國監獄會議に列席すべき命を受けたる前神奈川縣典獄小川滋二郎氏は昨日午前九時横浜演説の佛國郵船カレドニア號にて出發したり

(明治廿八年三月廿三日日本)

●小川萬國監獄會委員の送別會 佛國(巴里)に開會する萬國監獄會の本邦出張委員小川滋那郎氏の出發近きにあつて同氏監獄の好ある東京專門學校関係の人々、親企となりて、昨十七日午込米友亭に同氏の送別會を催し來會者六十餘名席上歡喜の演説ありて頗る盛會なりしと云ふ又今回例事となりて、該地方に赴任する浦部幸三氏も送別に預りたりと云ふ

(明治廿八年三月十九日讀賣新聞)

雄氏のために一昨日午後洗心樓に於て開きたる送別會は實に非常の盛會にてありき。來會せし人々は廣島縣廳、裁判所等の各高等官を始めとし、學校員、市吏、縣會議員、市會議員、辯護士、新聞記者、其他當地の紳士豪商等凡そ百五十名、六時の頃席定まるや幹事總代として寺田警部長開宴の趣旨を演じ次に若山氏の挨拶あり早速警衛氏は起つて若山氏を送るの演説をなし夫れより交杯、藝妓の手踊、又手品等の餘興もありて午後九時迄頗一同歡會したり

(明治廿八年三月十日福島市警備日新聞)

●小河滋二郎氏 前號に記したる全氏は危物國巴里に於て開かる可き萬國監獄會に出席するに付告別の爲め郡里上田町(警士金子直野氏の實弟なるを以て)に來りたるに付朋友知人は一昨夜盛なる送別の宴を張たり又氏は一昨日森田郡長等に告別の爲め來長したるに付在長の知人は送別の宴を開かんとしたるも今日頃出發の由にて歸りを急ぎ即日上田に赴きたるに付長野にては宴會を開く暇なく森田郡長、五十嵐典獄等の知人諸氏は停車場まで見送りたり氏は巴里よりの歸途獨逸に於て監獄學の研究を仰付られ二ヶ年逗留する筈の由又大日本國より萬國監獄會議に出席するは今回を以て囑矢とする由

(明治廿八年三月二日長野町信濃毎日新聞)

●監視引取請負 いろ／＼の請負師が出来る中に近ぶる監視引取請負を業とする者あらはれたるが是等は誠實に其業に勉むるものにあらずして監視にありて引取人なき傍街職などの儲工錢を取るが目的なれば多くは引取中途より逃がさせその後逃亡屋を出すが落ちなりこの引取料は五圓以下二圓以上なりと云へり

(明治廿八年三月十九日二六新報)

●監獄に飛白小倉帶地を織出す 本縣監獄署に於ては迄八雲綿とフヲ子ルを織出し來れるが山上典獄は赴任以來何れ珍らしき織物を更に製造せしめんものと工夫を凝らし近頃よりして飛白小倉帶地(一筋三十六錢位)を織出すことを計畫し之を試みたるに好成績を得たりければ是れより益々製造せしむる考案なりといふ

(明治廿八年三月十日松江市山陸新聞)

●代八面會を許さず 警備廳士の代八に遊藝人面會を

許しありしが今度より警備廳士自身の外面會を許さぬ事になりたり

●囚人の煙草葉卷 射城平地方には石炭、繩、紙等に葉を使用するもの多く例年葉の拂返するより監獄署にては葉細工を営ましむるふも能はず依て昨年は教師を雇入れ瓦焼を始めしに何分好真の土なくして之も買入行ひず昨今は休業し居れり依て或人は平町に煙草製造所を設け其葉卷を囚人に爲さしめば營業者も監獄署と共に好都合ならんとして計畫中なりと云ふが囚人に葉卷を爲さしめば夫れこそ捕に歸節にて司獄上六ヶ時からんご心配する者もありと何れにせよ囚徒を徒らに遊ばせ置くに於ては困まつたものなり

(明治廿八年三月二日福島町福島新聞)

●看守試験と解備 當監獄署にては一昨日看守志願者三十一名に對して体格筆記の兩試験を執行したり

(明治廿八年三月三日高知市高知日報)

●監獄署員の救助 當監獄に奉職せる看守押丁中藤備後備兵にて既に備軍せしもの九名あり内四名は至て貧窮なるが爲め典獄以下押丁に至る迄俸給の半分を贈與し毎月四名の家族へ贈金し居る由 (全上新聞)

(全上新聞)

●人生の五分の四を監獄に潰す 神田豊島町十番地小林定吉(五十二)は六歳より物盜を始め萬惡府の牢會に繋かれ維新後物盜十七犯なれば監獄を我家と心得る厄介者衆惡の風にあたるま直ぐ獄に往くが此程出獄したばかりで一昨日また牢會へか返り

(明治廿八年三月十八日二六新報)

●下平支署長の復隊 龜田監獄支署長下平判氏は西南の役職功を以て屯田歩兵少尉に昇進し休職後現職に補せられしを以て一昨日署員一同蓬萊町小林亭に於て盛なる送別の宴を開き宴終つて後一同濱町勝田松店の前に會合せし時は見送人三百名にも達したり夫れより見送人は分れて三艘の船艇に打乗り本船矢野丸送鳴米聲轟に氏を送りたるが氏も本船に飛上り見送人に別れる後怒り船頭立ち始めは辨天の寄場跡を眺め中頃眼を五稜港の古戰場に移し最後は招魂社神祇觀瀝たる邊を拜みて欣然首肯するの風情ありしと

摩ありい、訶あべんたあ嬢編著

附 録

監獄階級法

(本附録は完結の上合綴するこゝに
めんとため五丁付を本附と差別に爲せり)

異なりたる管理法は異なりたる結果を生ず、若し經驗と正理とを以て十分なる管理法を組成したる外部の方法を具備せば必らずや眞正の感化を施すを得じ、吾人は今夫れ罪囚一個人に對しその處遇の眞理として認め且正當なる責罰法として確認する所のものを茲に述べんと欲す、

先づ第一入監するや否や或罪囚一個の精神は必らず改善の位地に復されんことを希ひ其の好果を得んか爲りには自己を支配すべき官吏に對し協力の感念を惹起するに至るべし、社會に反抗するの念は須らく之を毀壞せざる可らず、天理人道に背反するの行は固より之を忌避せざる可らず、而してその之を達せんとするに、單なる威力若くは機關の助力を以て爲し能ふべき限に非ず、唯特り責罰の恐喝利益の希望のみを以ては彼等の心性を變化するに足らず、其の間若し夫れ神に對する懺悔心を惹起するの方法を探らん乎、予は實に之を除きては亦他に變化を與ふべきもの非るべしと信ず、茲に於てか、嚴正なる苦痛こそ始めて心神を服従せしむべし又神及び人に對して自己の犯せる罪惡を容易に理解せしむるに至るべけれ、されど之を求めんには彼等をして唯其心の基督的同情に依て圍繞されたるを感ぜしめざる可からず、自己の力を以て特り此好果を得べきを理解せしめざる可からず……………今現に受けつゝある所のものは凡へて社會の良民に復歸せしむ

る方法なることを……………斯の如くして而して自己の罪を大に悔ひ、造物主に對して極めて謙遜に、天助を希ふこと極めて切に、過去の罪障を償はんこと極めて熱心に、唯夫れ基督の愛の鎖案に依て管理者と一致し、好んで教訓を吸取し、管理者と共に働作することあるのみ、

會て經驗したるものに依て之を見るに、斯の如き變化は十分將來の行爲に依り眞の歸善者として証明するを得べし、然るに尙多くの人は之れに疑念を挿ゆり、是は單に疑念のみ、歸善の効を奏したるや否やは反撥として却て宏潤なる而も基督の心を有する人に化したるを以て知るべけん、人道に依て働き、天理に循ひ、法律に服し、制御法に従順なる人は、則ち是れ明白に、眞個に善道の人と化したるにあらざるや、

苟くも罪囚をして最も信實に歸善せしむることを得べき制度は、其何たるを問はず、固より社會の罪惡を減省すべきものなるを以て、其制度たるを疑はず、此故に之を名づけて正當なる責罰法にして、一個人若くは大にしては公衆を利するものと謂ふを得べし、然りと雖も吾人は如何に此感化主義に拘泥するとは云へ、尙他を忘却し、又は放漫に附す可からず、他とは何ぞ、則ち犯罪は苦痛と相伴ふの自然法及び立法の主旨是なり、種子を蒔きたる者は之を蒔取るべき人ならずや、此二の原理は互に相背反すべきものに非ず、善導は十分なる同一律に依て立つものなり、之を根基としたるものこそ唯良好なる効果を^得べけれ、兩原理の如何に一致すべきかは下の如きリコーダー、ヒル氏の有力なる説に依り知るを得べし、

責罰の原理は之れを三に分つおとを得、その第一は受刑者並に他人に對し利したるものは却て其失を償ふ能はざるを知らしめんが爲めに苦痛を科するの懲戒主義是なり、第二の主義は所謂ベンザムの無能力説インキムパシテと稱するものにして、則ち犯人の監獄に在る間は其犯罪より社會を保護することを得べし、彼等の拘禁は脅嚇の爲めの懲戒手段に依るに非ずして、唯或期間犯罪を行はざらしめんが爲めのみと謂ふに在り、第三は感化主義なりとす、斯の如く夫れ無能力説は犯人をして非行を爲さんとする權力を殺ぎ、懲戒は脅嚇を以て犯罪の希望を薄からしめ、感化主義は其希望を殲滅し、欲心と習慣とに依て益々犯人を保護し、良民に復歸せしむるものなり、

犯罪を防制すべきものは凡へて是等の責罰の原理を結合したるものならざる可からず、感化は固より一朝一夕の業に非ず、その成效を望まんには多くの年月を要するは勿論なり、

千八百四十年ノーフオルク島に於てキャプテイン、マコノキー氏の試みたる感化

監獄の主義は恐らくは曾て経験したるもの、中最も勝利を得たるものならむ氏は三年間に於て嚴正なる殖民監に再犯四千四百八十人を移送し以て晝間は嚴に其自由を束縛し、夜間は殆んど其半たも容るゝ能はざる狹隘なる舍營に拘禁したり、後氏は謂て曰く、此恐るべき不徳の集合は實に意想外なり予は始めて彼等囚人に近づきたる際、惟へらく予の曾て見し制度中最惡殆んど之れに如くものなかるべしと、茲に於てか罪囚をして自ら依頼するの感念を嵩ましめ以て彼等の心神をして改善に向はしめんことを企圖し、嚴に道義を監督維持し、尙多囚を分離し、刑罰の苦痛をして緩ならしめんことに出來得べき限り種々の力を費したり、此の如くして漸次官吏並に囚人共に正良なる而も光明なる感情を發揮するに至れりと氏はまた千八百三十九年ホバート、タウンに於て出版したる小冊子に自己経験の主義を述べて曰く

故に單に責罰の直接目的とする所は感化に在るを知るべし、若し爲し得るとせば凡ての事情に於て適正なる服従と自ら支配すべき教訓とを受けしめざる可からず、是等の教訓慣習性を爲したるときは一ひ刑罰の執行を終り社會に復歸するの特權を得たる後に在ても尙彼等は再び獨立して正當に社會に盡すべき義務を遵守するに至るべく而して社會も亦彼等を拒斥することあらざるべし、

要するに此感化主義は後悔心と服従とを導くが爲め正當に採るべき刑罰の原理と相矛盾するものに非ず、之を換言すれば既に効驗を奏したるが如く懲戒手段を採るも毫も其目的を害せざるなり、而して尙實際處遇法に於ては左の二要素の特質を發推するを得べし、即ち第一は恩愛の光明を放ち、時あつては應報の感念を置くこと是なり、第二は屢々犯人の爲めに損害を被ひりたるを以て社會は確然動かす可らざる必要的なる法律の制裁を以て十分に個人の執拗頑健を制御することは是なり、古老犯人の粗懶頑強なるの点は彼等の依て以て法律上の罪惡を冒さしめたる素因にして到底その嚴正なる紀律に對しては相抗すること能はざるの感念を有せしむること最も必要なるは蓋し何人も疑はざる所なるべし、而して終に頑強を逞ふせんには其餘地を存せず、已むなく之を堪忍するに止り、堪忍其物は必要なる結果を得ることなきも服従の念を養成するを以て、此点こそ自由を回復すべき好方便たるべけれ、

以上の如く責罰の第一目的は感化若くは其代替物たる服従及び自ら支配すべきことに在り、とせば從て起る可き問題は如何にして適正に行ふべきやの方法に在り、實に予は左の如く試むるの至當なるを認む、第一は分て過去の格段なる責罪と未來の格段なる教訓とを適用すべき段階となし、次は雜居混同せしめ、最

後の段階に於て出来得る丈個人的の關係に依り相類似したる種族に分つ(殊に小種族に細分し利益の爲めに良民と相伍して働かしめ票點の多寡に應じその賃銀を給し或部分は彼等の意に任かし費消せしむることあるも或一部は出獄の後を慮り貯蓄を爲さしむ)に在り、此の如く社交の點に迄注意し其運動を准許し専ら社交的徳義を養成し並に實際社交の弊風に侵潤することを監督することゝあらば豈其目的を達し得ざるの理あらんや、

實に此の如き主義を以てサー、ウオルター、クロフトン氏は愛爾蘭監獄に於て實驗を重ねたるなり、

第一章 階級法の説明

英國監獄局長サー、ウラルター、クロフトン氏の愛爾蘭已決監に於て施爲したる監獄教化の制度は凡ての原理に於て十分に發達したるものとして知られ、且その制度の主義とする所既に感化改善の成効に向て極めて要用なるものと認められ遂に實行の機運に際會したるなり、

その制度の各部分に就て明白に微細の點に迄詳説するは大体要核を知得する上に於て最も要用なり、故に先づ其各部の組織に關し明かに詳説し以て全班に於ける趣意及び關係を顯はさんと欲す、是等論據の基く所は凡へてサー、ウラルター、クロフトン氏自著より引抄したるものに係る、

先づ其原理の或關係を理解せんが爲めにはクロフトン氏が愛爾蘭に於て行ひたる監獄法の真正なる感化制度の發達を促さしめたる事情を詳知せんと欲するの念、融然として腦中に起らむ、今茲に之を説述する亦無益の業にあらじ、

以前に在ては流刑は實に一種の刑罰として用ゐられたるなり、然れども西部埃國を除くの外、殖民地は早既に犯罪者を愛容するを嫌ひ千八百五十三年に於て議會の決議を經、流刑の宣告を受けたる犯罪者は准許票に依り家居することを得るの

條例を發布するの必要已むを得ざるに至る、是を以て吾人は以後、僅かに西部埃國に移送する所の少數を除く外悉く政府の監獄より放ち家居の自由を得せしめたる犯罪者の處置に向て一大講究を要するの機運に際會したり、

不利類人民は准許に依て自由を得たる囚人の屢々不謹慎の行爲あるを視念々一たび監獄に入りたる汚名を蒙りし者をして勞働社會に入るを嫌いたり之れか爲め特に愛爾蘭已決監は其進路の妨礙となりたること尠ならず、是故に若し眞個に社會をして再び其國に於ける囚人を受容せしめんには監獄に於て與へたる教法及び教育は罪囚をして十分なる改善を爲さしめたりとの希望を公衆に感激せしむる性質を帯ぶるを必要とす、是を以て良好なる囚人をして勞働社會に吸収せしむるに容易ならしめんが爲めに斯の如き感化の證據及びその保障を與ふるを勉むべきに、惜い哉從來の經驗はこの運命を荷ふ能はず、

左の如きものは須らく吾人の決斷を要すべき二問題なりとす、

最大の困難は實に茲に存す、ウヲルター氏は曰く「遇囚法及流刑千八百六十三年刊行」囚人は近年非常の多數を以て習慣犯者、所謂犯罪を以て一の特種なる職業となす者に化し禁錮せらる、この輩は法律及び命令の凡てに反抗して生活する者にして特に茲に揭記するの必要あるものあり、

謹告

小生儀今般歐洲出發に際しては
 辱知諸君より料らざる御餞別に
 預り且祝文等を辱うし難有奉深
 謝候此行固より非才の以て任を
 全うし得べきに非ず將來尙諸君
 の御高庇に頼るの外無之と存候
 實は一々御禮狀可差上筈之處行
 李匆忙其意を果さず乍略儀本紙
 上にて謝禮申述候敬具

三月廿二日 小河滋二郎

辱知諸君

千葉知養君序 山田大應君著

●古鏡遷善錄

但智 活版四六形
 育部 頗る美本全壹冊

正價貳拾錢 郵稅四錢

愛知縣監獄教諭師山田大應氏就職以來監獄部内に智
 徳の二部に關し恰當の學場修身教科書及び生徒看顧
 用に供する適當の貸與書籍無きと憂へられ今回智育
 に關する修身談を編集し囚徒看顧貸與本を編成せら
 る其編中の略目は○爲示條項○教場心得○修身談三
 十三項、○公私用文其他類書には囚徒の心得べき諸
 規則及び用文雜語、歐米格言等種々有益なるを四號
 文字平かな付にて載す、實に監獄部内には近世無比
 の珍書なるのみならず教諭師及び説教師諸君には必
 讀すべき良書なり、差入本には最も妙

大賣所

- 東京日本橋區通一丁目 大倉保五郎
- 大坂心齋橋通安堂寺町 田中太左衛門
- 京都三條通高倉東へ入 出雲寺 文次郎
- 名古屋市門前町 其 中堂書店